

水道事業経営の現状と課題

総務省自治財政局
公営企業経営室

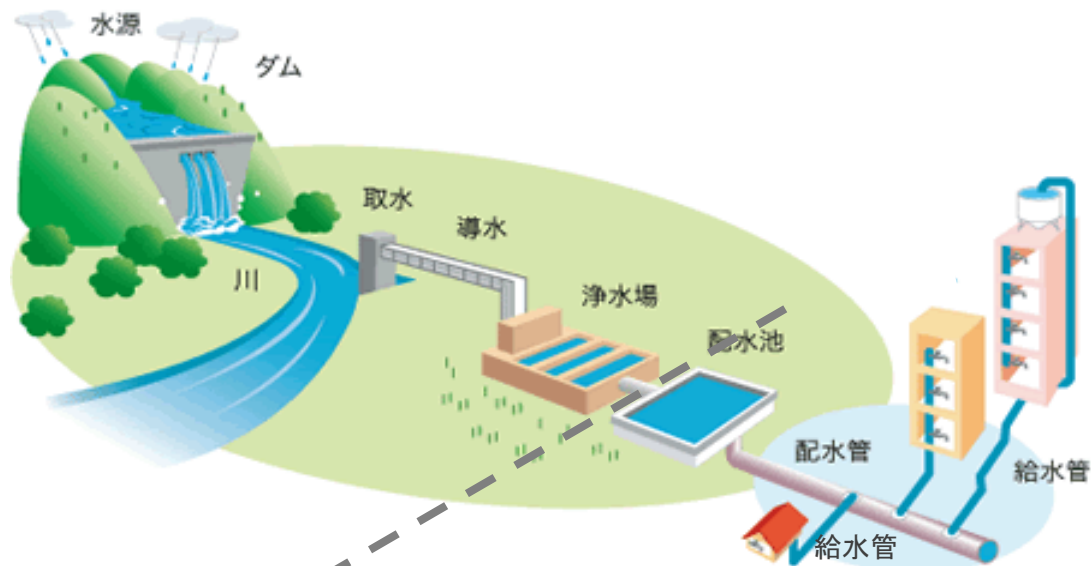
水道事業の概要

水道事業とは

水道事業

(一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、市町村経営が原則)

- ・上水道事業：給水人口が5,001人以上の事業
- ・簡易水道事業：給水人口が101人以上5,000人以下の事業



水道用水供給事業 (※)

(取水から浄水処理までを行い、水道事業者に水道水を供給する事業)

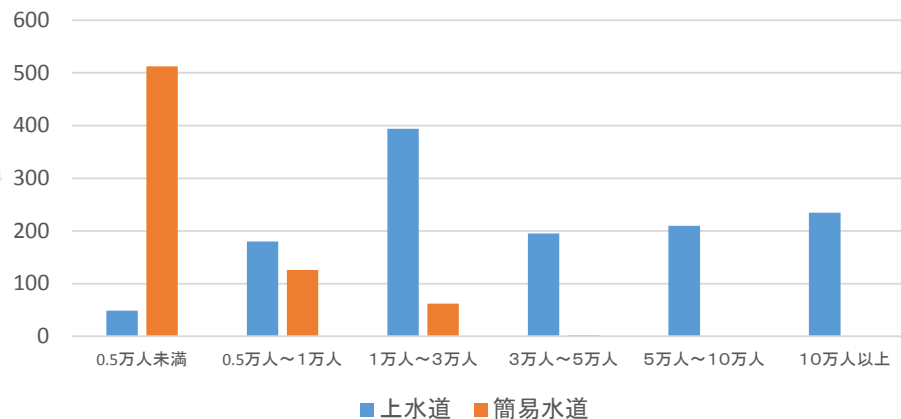
※厚生労働省資料を総務省が一部修正
 ※「水道用水供給事業」は次ページ以降、「用水供給事業」という。

水道事業の経営主体

	事業数	公営				
		都道府県営	指定都市営	市営	町村営	企業団営
上水道事業 (末端給水事業)	1,263	4	19	684	507	49
簡易水道事業	702	1	4	223	471	3
水道用水供給事業	68	22	1	1	—	44

※建設中・想定企業会計を除く事業数。

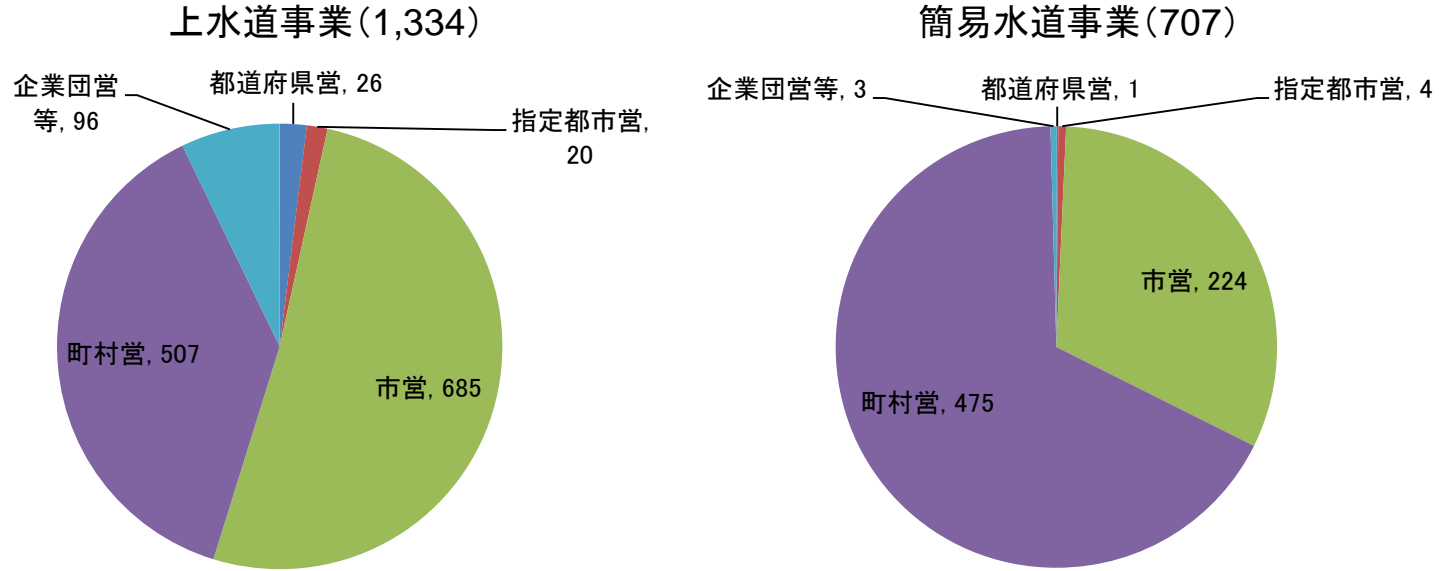
給水人口別事業数



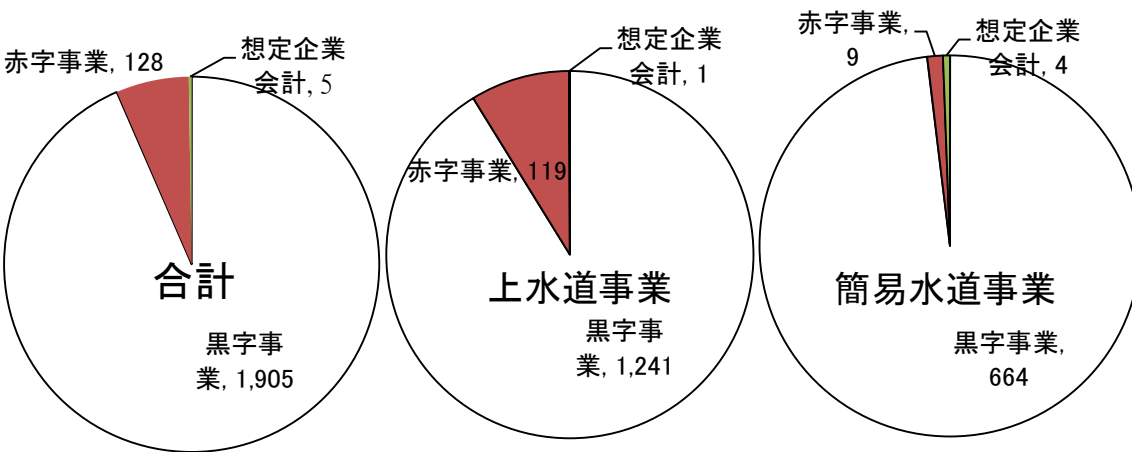
(出典)平成28年度地方公営企業決算状況調査

水道事業の平成28年度決算の状況

(1) 経営主体別事業者数



(2) 経営状況



※上水道事業には、建設中の事業（2事業）を除き、法適用の簡易水道事業（29事業）を含む。
 ※簡易水道事業には、建設中の事業（1事業）を除く。

総収支額

(単位：億円、%)

年度	24	25	26	27	28
収支別					
黒字	2,546	2,684	2,754	3,891	4,112
(対前年度伸率)	7.7	5.4	2.6	41.3	5.7
赤字	174	166	941	258	68
(対前年度伸率)	△ 34.3	△ 4.6	466.9	△ 72.6	△ 73.6
計	2,372	2,518	2,092	3,634	4,043
(対前年度伸率)	△ 4.6	12.9	6.2	73.7	11.3

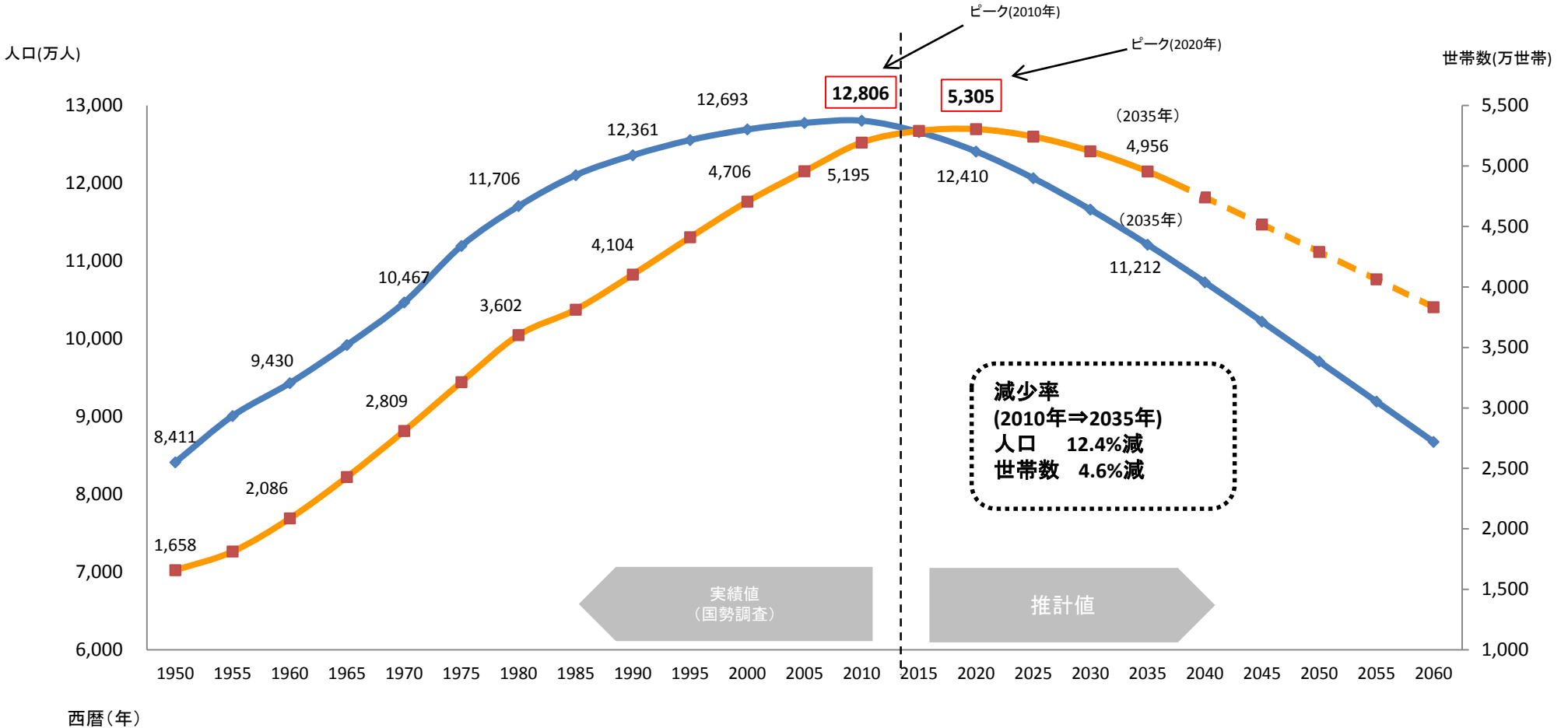
※建設中3事業は除き、想定企業会計5事業は含む

人口と世帯数の推移

人口減少ほどには世帯数は減少しない。

人口減少に伴い収入は大幅に減少する一方、供給の必要性はさほど減少しない。

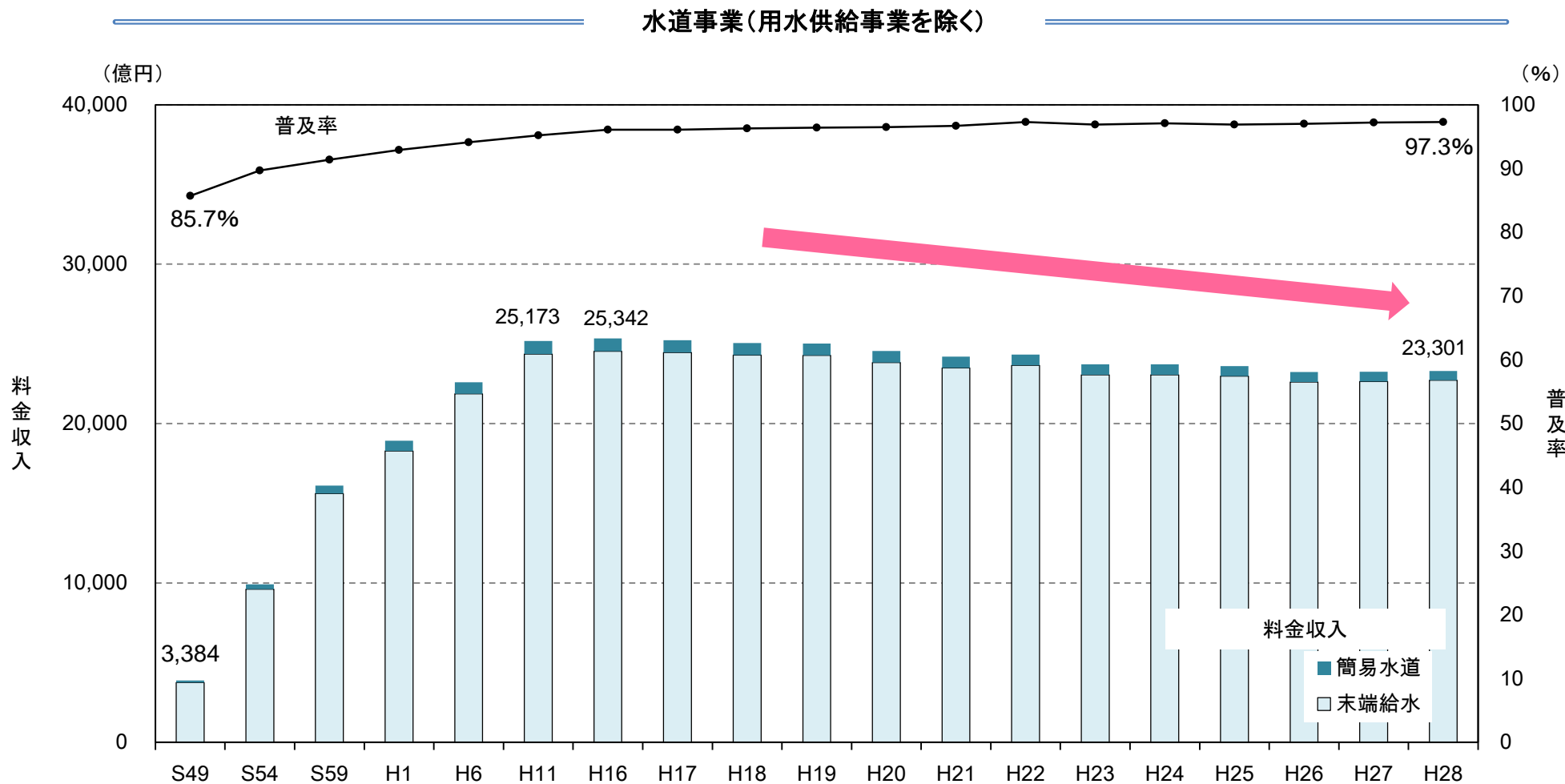
人口減少、収入減少下においても**一定の資産維持が必要**。



※総務省「国勢調査」、国立社会保障・社会人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」及び「日本の将来推計世帯数(平成25年1月推計)」より作成

水道事業の料金収入の推移

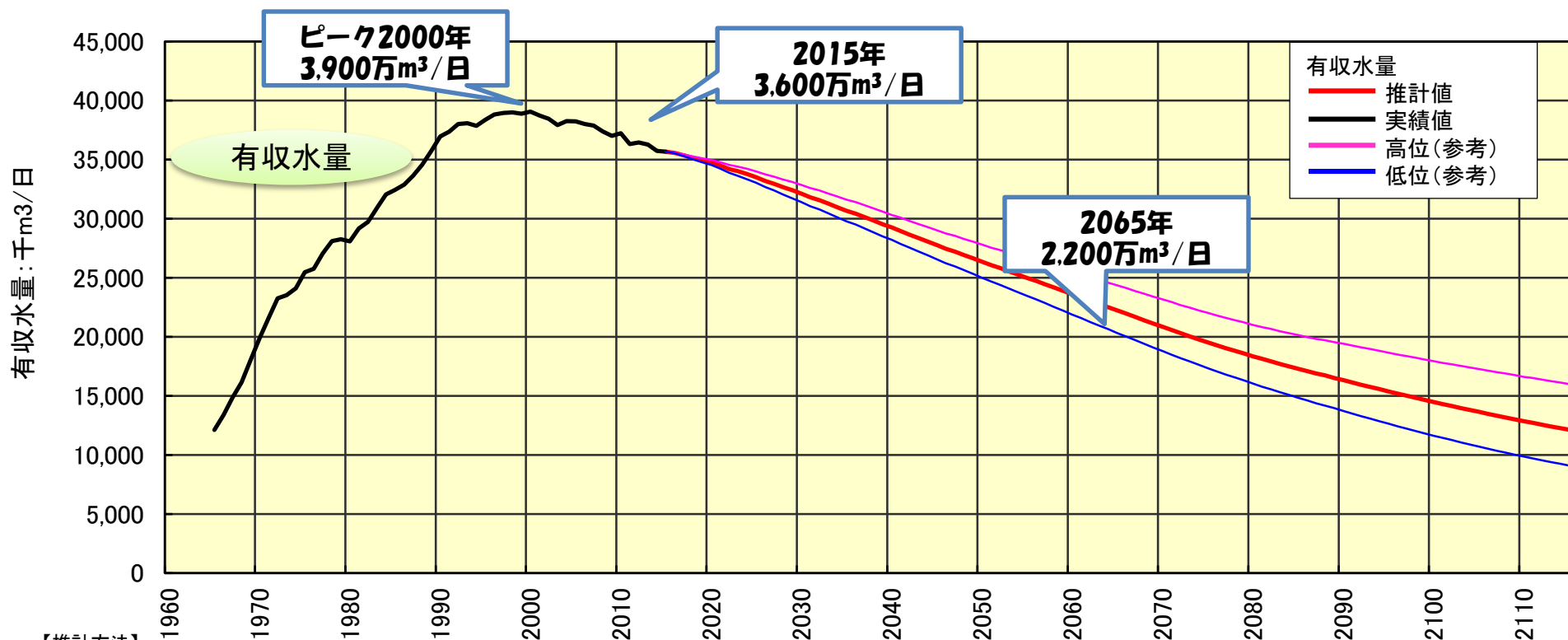
○ 水道事業の料金収入は、人口減少社会の到来、節水型社会への移行や産業構造の変化などにより減少傾向にある。



出典：地方公営企業決算状況調査

水道事業の将来の需要水量(有収水量ベース)

- 日本の人口変動や、節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、有収水量は平成12年(2000年)をピークに減少しており、50年後(2065年)にはピーク時より約4割減少。
- 水道事業は、原則水道料金で運営(独立採算制)されているが、人口減少に伴い料金収入も減少し、水道事業の経営状況は厳しくなってくる。



【推計方法】

①給水人口：日本の将来推計人口(平成29年推計)に上水道普及率(H27実績94.4%)を乗じて算出した。

②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。

家庭用有収水量=家庭用原単位×給水人口

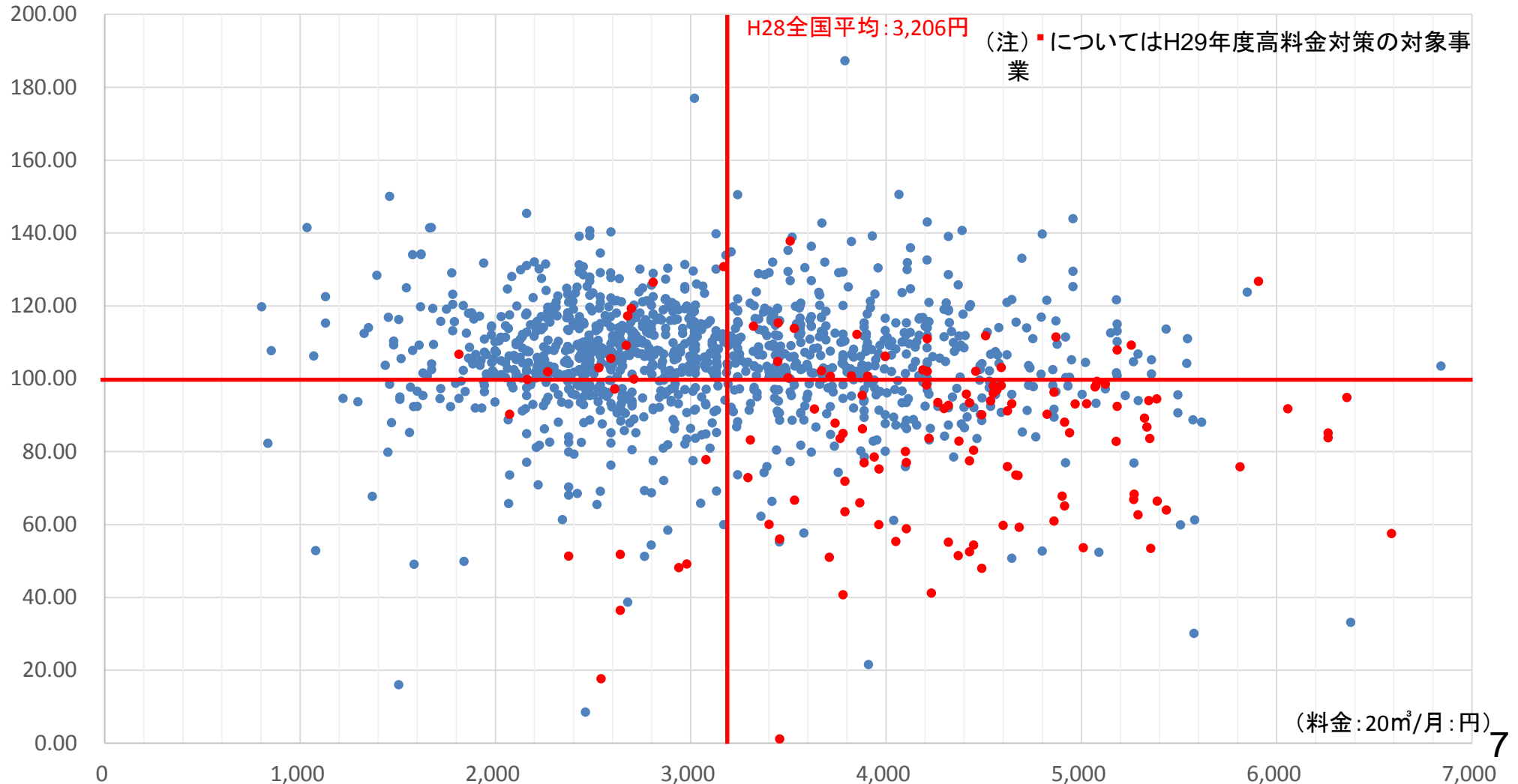
家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率(0.310)で設定した。

③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位(高位)、死亡高位仮定出生低位(低位)に変更した場合の推計結果である。

水道事業者の料金と料金回収率の分布

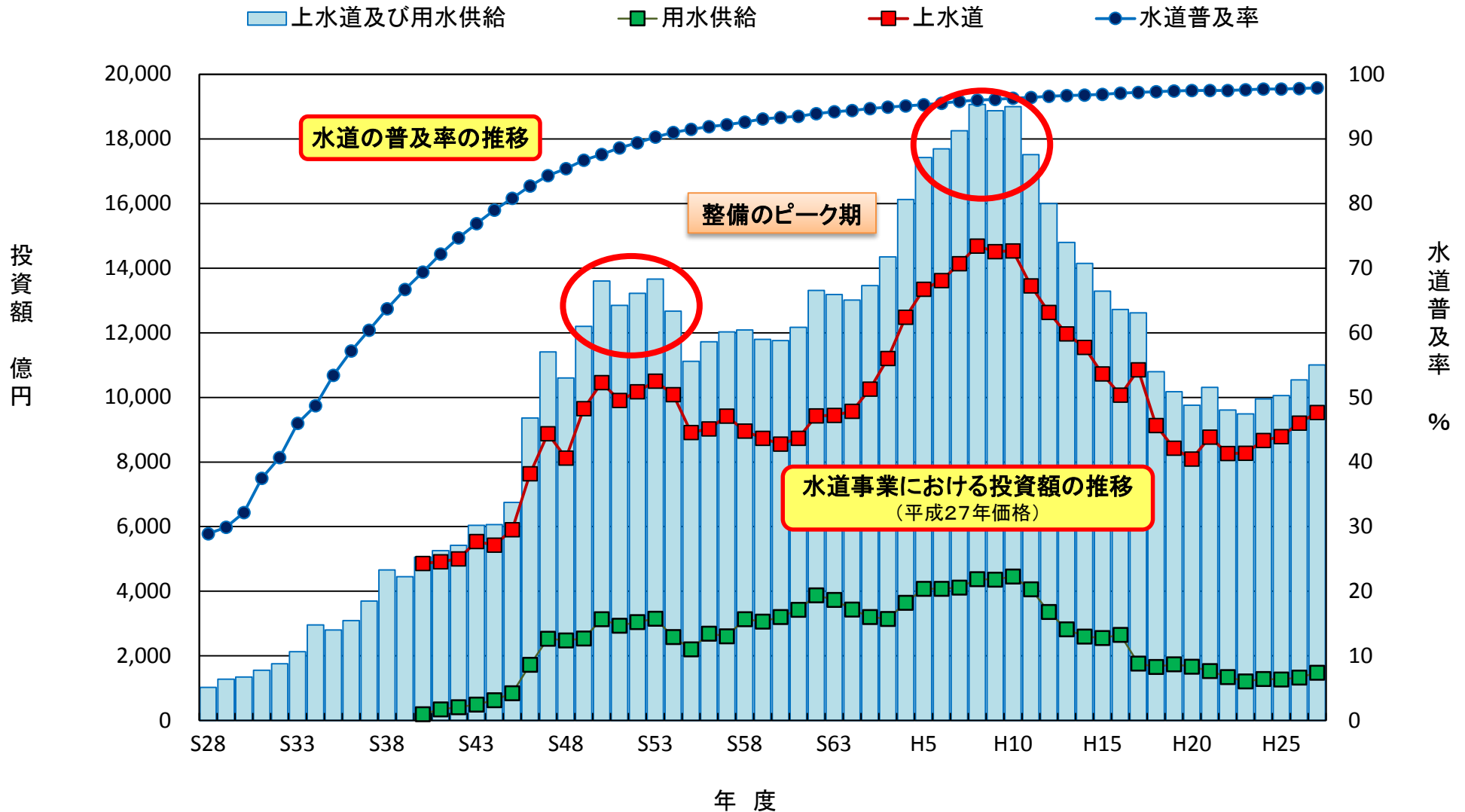
- 料金(20m³/月)は最低853円(兵庫県赤穂市)～6,841円(北海道夕張市)と約8倍の差がある。
- 約2/3の事業者が料金回収率100%以上であるが、料金が比較的安い事業者においても料金回収率100%を下回る事業者が存在する。

(料金回収率:%) ※料金回収率=供給単価÷給水原価×100



過去の投資実績(末端給水事業・水道用水供給事業)

○ 昭和50年付近と平成10年付近に投資の山がある。

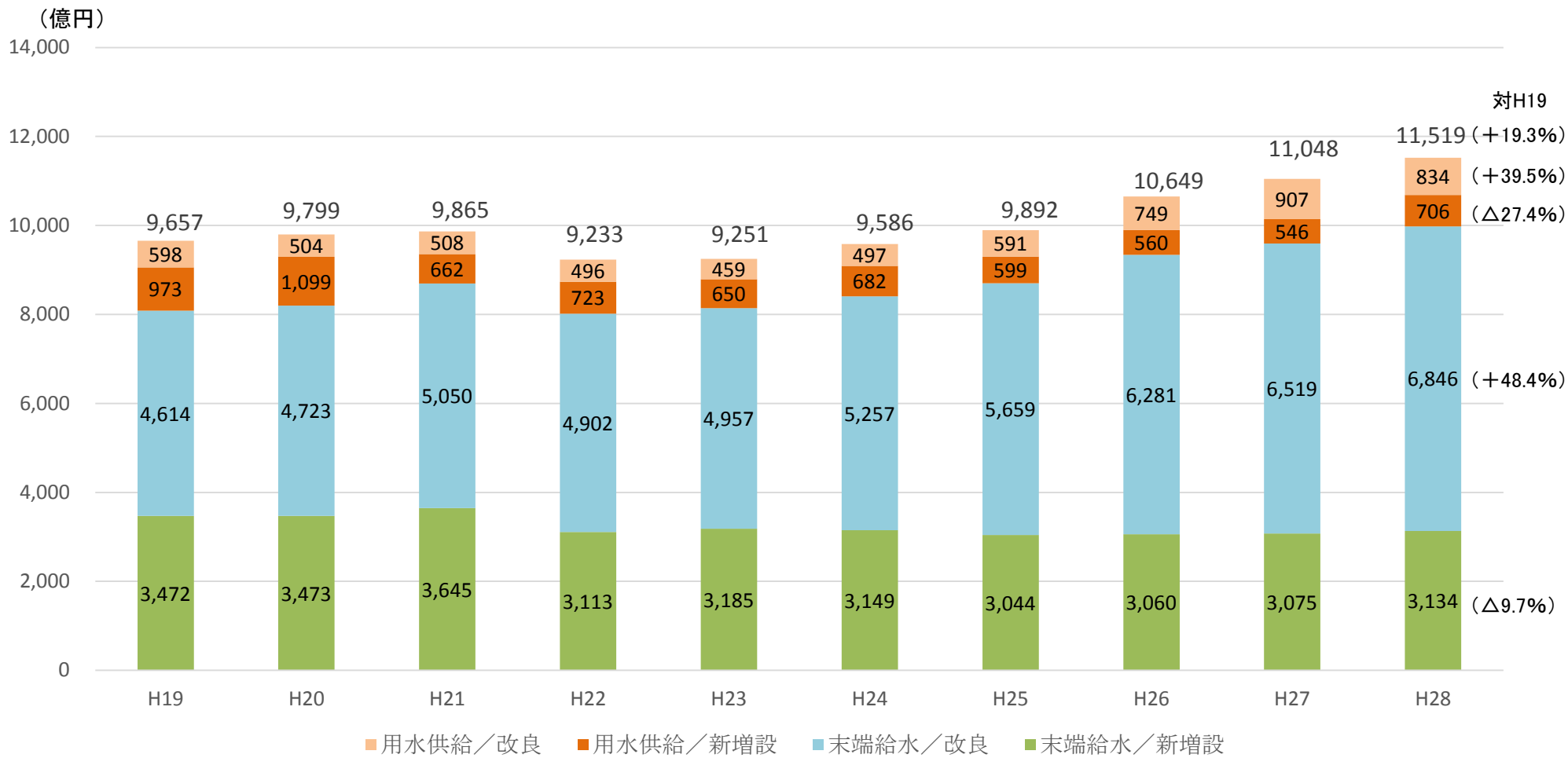


※「投資額」は建設改良費を指す

出典: 厚生労働省

建設改良費の推移(末端給水事業・用水供給事業)

○ 近年、「改良」分の増加により、建設改良費は年々増加している状況にある。

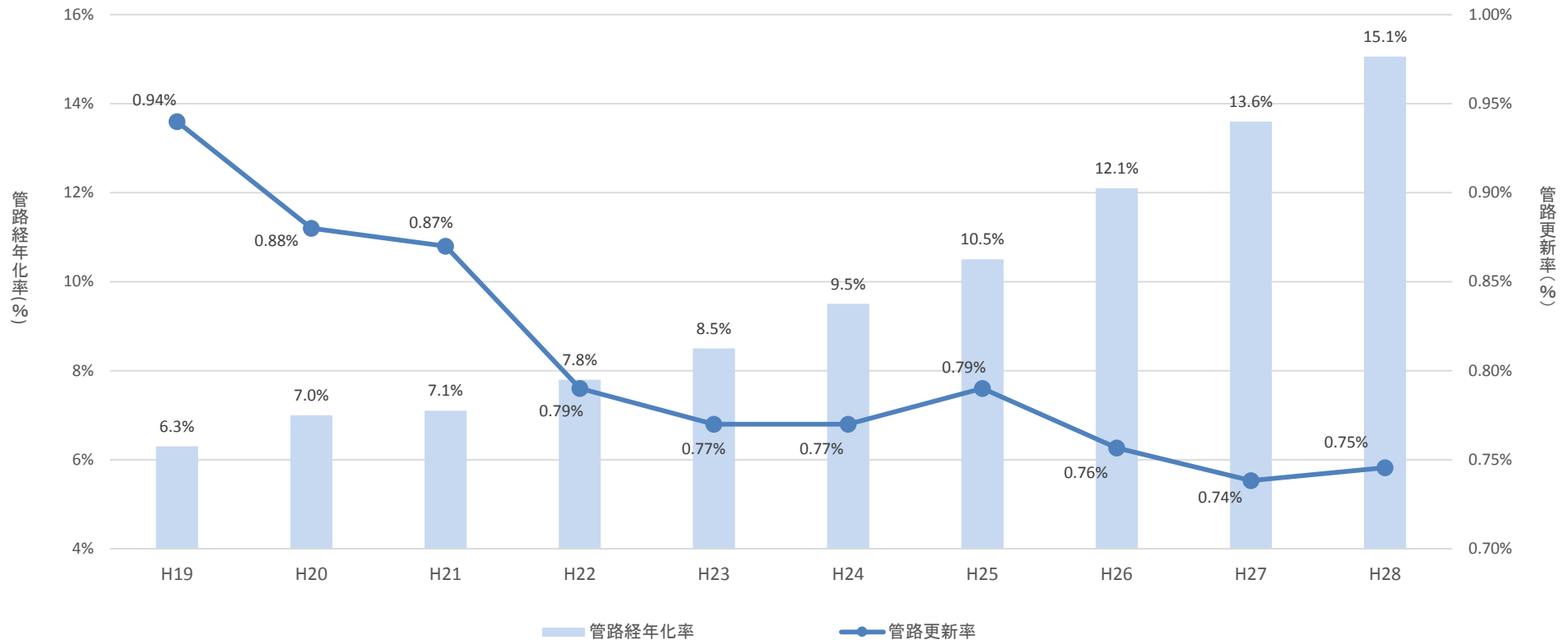


※新増設: 事業初期の建設投資に要した費用及び既存施設及び設備等増設に要した費用、改良: その他既存施設及び設備等の改良(更新を含む)に充てた費用

出典: 総務省 地方公営企業決算状況調査

管路経年化率・管路更新率(末端給水事業・用水供給事業)

- 管路経年化率は上昇し、管路更新率は低下が続いている。
- H28の更新率では、すべての管路を更新するためにそれぞれ133年要することになる。



※対象は末端給水事業および用水供給事業

※管路経年化率は法定耐用年数を超過した管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合いを示す。管路更新率は当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を示す。

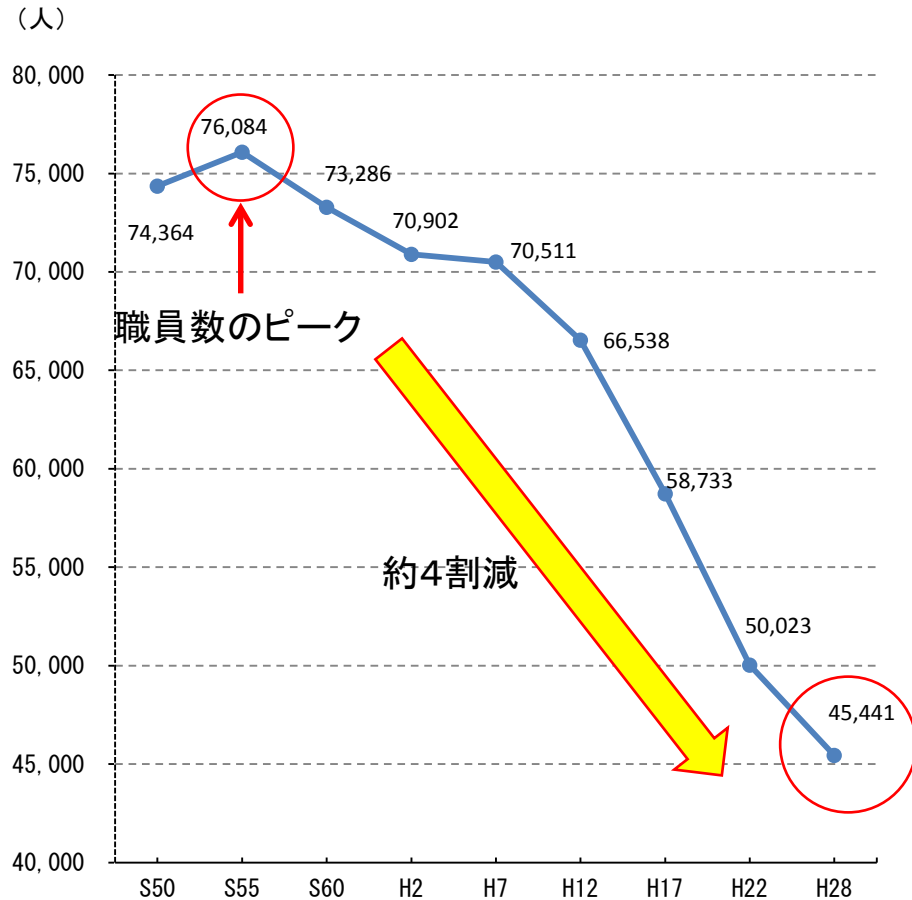
$$\text{管路経年化率(\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を超過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

$$\text{管路更新率(\%)} = \frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

職員数の推移

○ 職員数は減少しており、平均職員数は給水人口の少ない団体ほど少ない。

職員数の推移



給水人口別の平均職員数

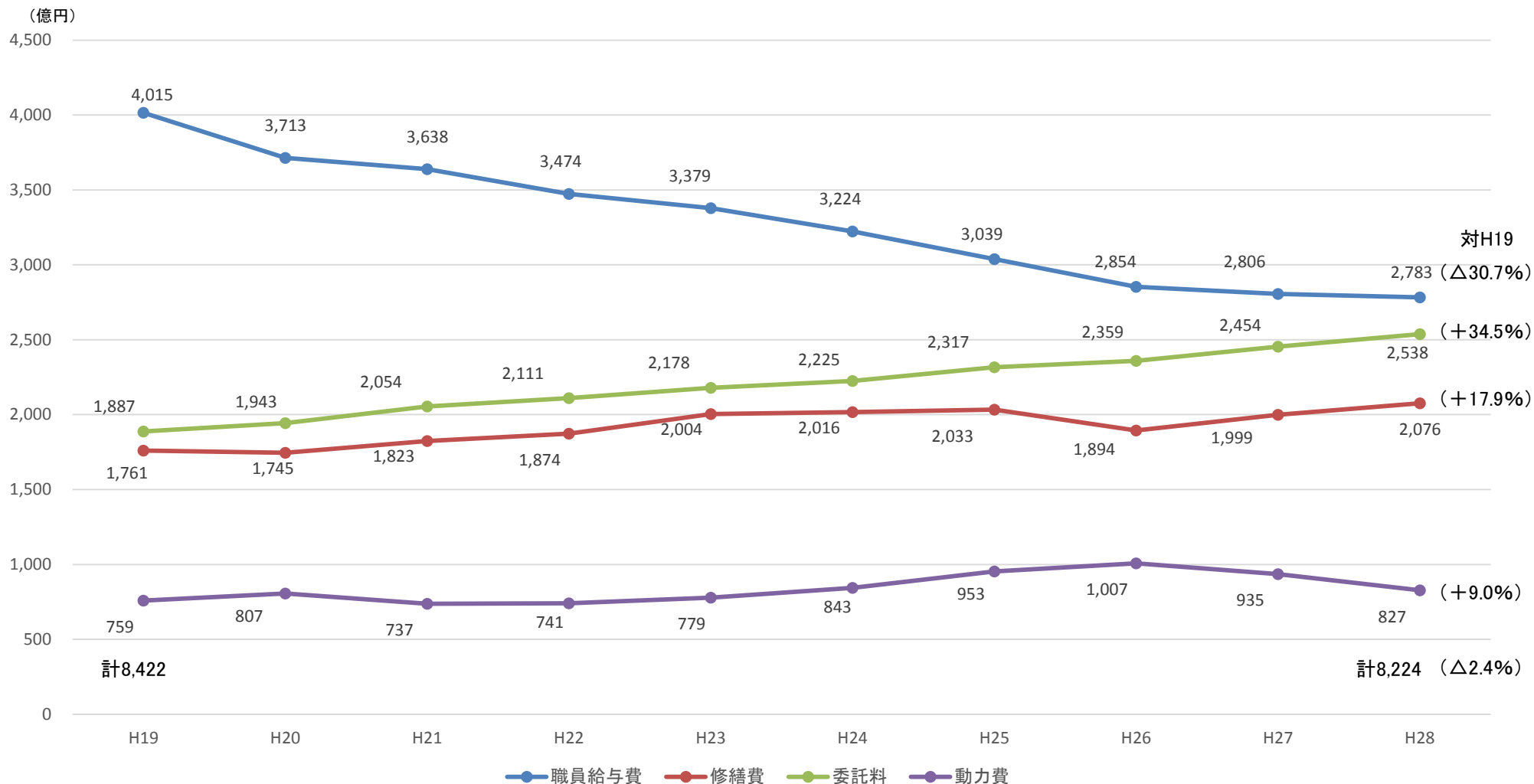
平成18年度				平成28年度				増減			
現在給水人口区分	職員数 (A)	事業体数 (B)	平均職員数 (A)/(B)	現在給水人口区分	職員数 (A)	事業体数 (B)	平均職員数 (A)/(B)	現在給水人口区分	職員数増減	事業体数増減	平均職員数増減
末端上水道	50,300	1,329		末端上水道	40,031	1,263		末端上水道			
30万人以上	26,330	66	399	30万人以上	21,399	67	319	30万人以上	-4,931	1	-80
15~30万人	6,328	72	88	15~30万人	5,277	77	69	15~30万人	-1,051	5	-19
10~15万人	4,097	89	46	10~15万人	3,057	90	34	10~15万人	-1,040	1	-12
5~10万人	6,047	226	27	5~10万人	4,302	210	20	5~10万人	-1,745	-16	-7
3~5万人	3,145	212	15	3~5万人	2,449	196	12	3~5万人	-696	-16	-3
1.5~3万人	2,606	289	9	1.5~3万人	2,077	262	8	1.5~3万人	-529	-27	-1
1.5万人未満	1,747	375	5	1.5万人未満	1,470	361	4	1.5万人未満	-277	-14	-1
簡易水道事業	2,422	888		簡易水道事業	1,609	706		簡易水道事業			
法適用	73	24	3	法適用	77	29	3	法適用	4	5	0
法非適用	2,349	864	3	法非適用	1,532	677	2	法非適用	-817	-187	-1

※「職員数の推移」グラフは、用水供給事業の職員数を含む

出典：総務省 地方公営企業決算状況調査

その他の支出の推移(末端給水事業)

○ 職員給与費は10年で3割の減である一方、委託料は3割の増、修繕費は2割の増となっている。

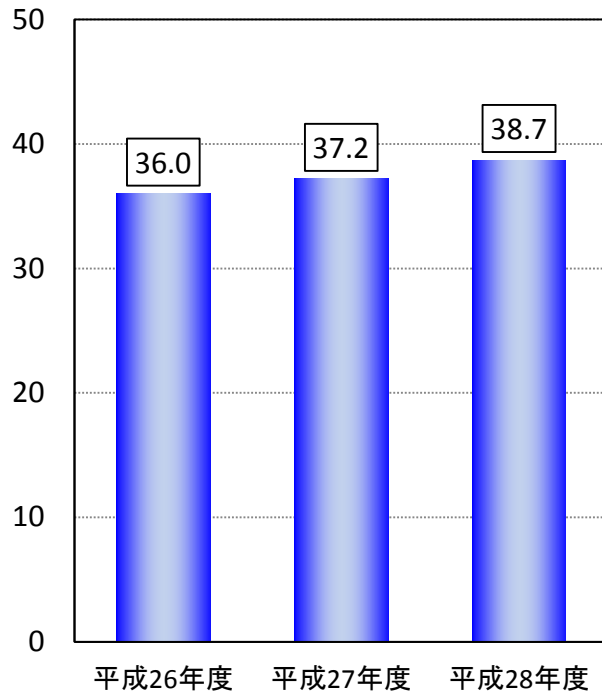


水道施設における耐震化の状況(平成28年度末)

基幹管路

- 平成27年度から1.5ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。

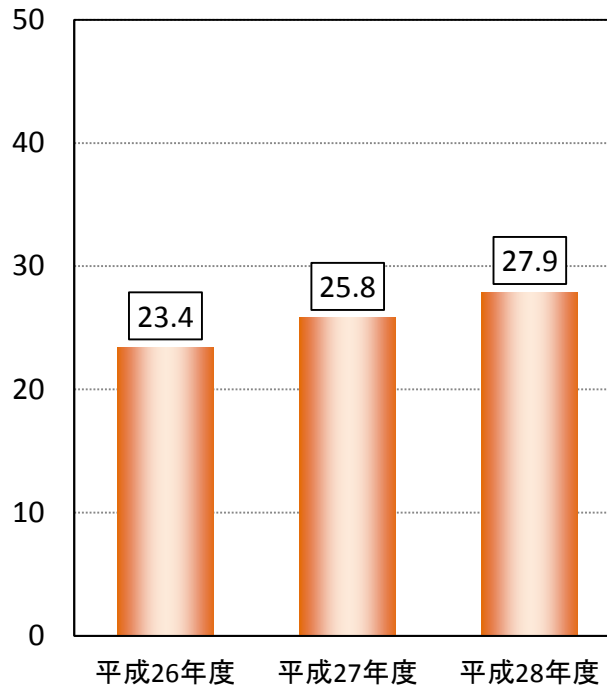
耐震適合率(%)



浄水施設

- 処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況。

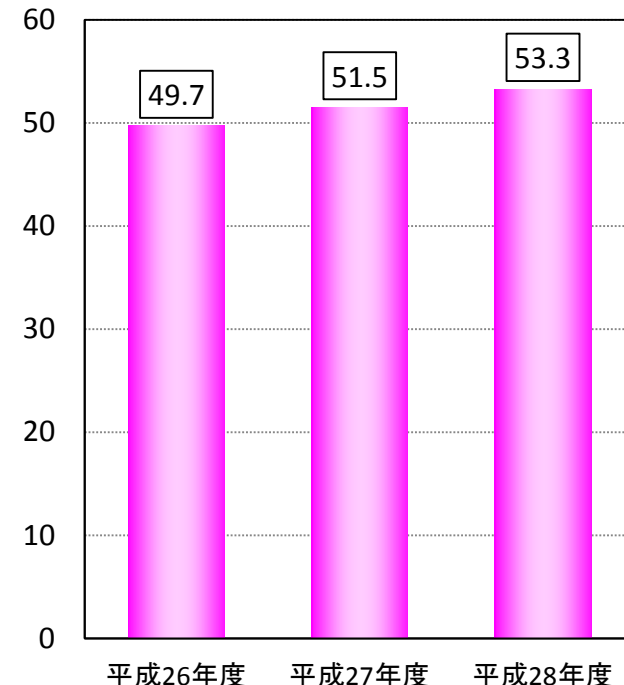
耐震化率(%)



配水池

- 単独での改修が比較的行きやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。

耐震化率(%)



- 人口減少に伴う料金収入の減少
- 老朽化及び耐震化に伴う更新投資の増加

公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書 [平成29年3月] (概要) 総論

公営企業を取り巻く環境の変化と現在の問題状況

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念があり、こうした問題点や危機意識について関係者間で共有を図ることが必要。

抜本的な改革の必要性

- 現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1):例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改革による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2):広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

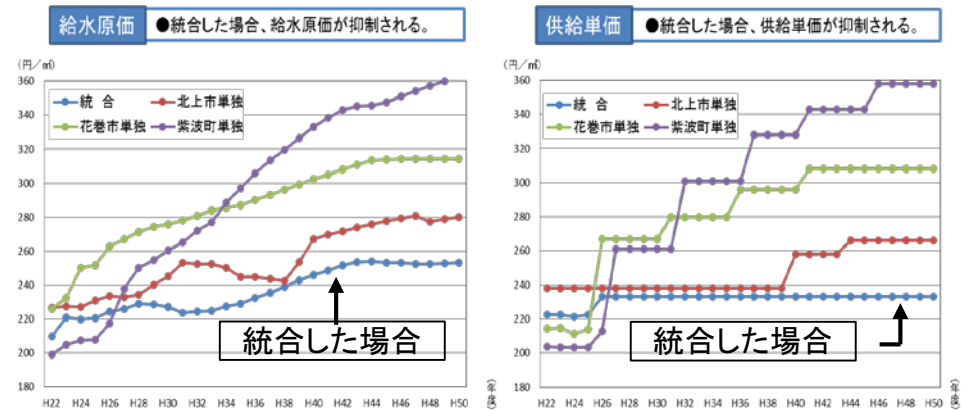
水道事業

人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、**広域化等及び更なる民間活用を検討**

水道事業における広域化等の類型及び留意点

- 水道事業の広域化等については、水平統合(企業団の設立)や垂直統合(用水供給と末端給水との統合)といった**事業統合**、浄水場などの**施設の共同設置**、保守点検業務など**施設管理の共同化**、水質検査や情報システムなど**管理の一体化**など、多様な類型がある。
- これらの類型から、**地域の実情に応じて、適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。**
- 初めから完全な形での事業統合のみを目指すのではなく、**多様な類型の中から、「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。**
- **都道府県は、各市町村における広域化等の推進に当たり、市町村を包括する広域団体として積極的に関与する役割が期待される。**
- **客観的な指標等による分析や将来予測に基づく検討が重要。**
特に、都道府県ごとに設置した広域化等の検討の場においては、**更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析が行われるよう、都道府県は、主導的な役割を果たすべき。**

【単独の場合と広域化等を行った場合のシミュレーションの事例】
(用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う岩手県内2市1町の水道事業が統合するケース)



水道事業における民間活用の類型及び留意点

- 民間活用は、コストダウンだけでなく、**民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。**
- **指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。**
- **中小規模の団体ほど新たに民間活用に取り組むことにより経営効率化の効果が大きいという側面もあることに留意し、積極的に検討すべき。**
- 周辺市町村と共同することで円滑・効率的に民間活用に取り組むことができること、民間活用の共同化が広域化等の取組につながることなど、**広域化等とあわせた民間活用も有効。**
- **都道府県は、市町村への情報提供や情報共有・意見交換に向けた検討の場を設けるなど、積極的に関与する役割が期待される。**

経済財政運営と改革の基本方針、経済・財政再生アクション・プログラム

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の推進

(3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

② 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

公営企業会計の全面的な「見える化」、公営企業の抜本的な改革(事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用)の推進、経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化、第三セクター等の改革を着実に進める。

④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革

公営企業等の行う各種事業についても地域の実情を踏まえつつ広域化を進める。

水道事業の広域化に向けて今年度できるだけ早期に都道府県と市町村の検討体制を構築する。

経済・財政再生アクション・プログラム(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)(抄)

2. 主要分野ごとの改革の取組

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組

(1) 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

・公営企業(水道事業・下水道事業・病院事業)の広域化等については、水道事業においては各都道府県における広域化等の検討体制の構築を要請した。

(今後の取組)

・公営企業(水道事業・下水道事業・病院事業)の広域化等については、新たにKPIを設定して進捗の検証を行うこととし、独立した改革工程を明記して取り組む(例えば、下水道事業の都道府県構想、新公立病院改革プラン、経営戦略など地方団体の策定する各種計画での具体化を促す。)

KPI…水道(広域連携に取り組むこととした市町村数)【増加、進捗検証】

(注)広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

⑤ PPP/PFIの推進

上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022年度(平成34年度)までの広域化を推進するための目標を掲げるとともに、「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」に基づき、セッション事業等をはじめ、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。また、PPP/PFIを活用した文教施設等の集約化・複合化に向けて、優良事例の横展開等を推進する。

(3) 地方行財政

③ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

地方公営企業について、マネジメントの向上の観点から、管理者の設置などの経営体制や経営状況の「見える化」、公営企業会計の適用及び外部の知見の活用を推進する方策を講じる。また、公営企業の経営戦略や新公立病院改革プランの策定を促すとともに、抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開、将来予測のための簡易支援ツールの活用や試算結果の公表の推進等により、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。

公営企業の経営改革について

公営企業の更なる経営改革の全体像

○ 公営企業をめぐる経営環境の変化

人口減少等による料金収入減 少子高齢化による医療需要の変化 保有する資産老朽化による大量更新期の到来等

→ 経営健全性の維持、住民サービスの安定的な提供のため、**あり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが不可欠**

⇒ このため、**「抜本的な改革の検討」と「経営戦略の策定」を両輪に経営改革の取組を推進**

【抜本的な改革の検討】

・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、抜本的な改革を検討

⇒ **事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討を推進**

【経営戦略の策定】

・ 抜本的な改革の検討を行った上で、10年以上の中長期的な基本計画である経営戦略を策定

⇒ **経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営の推進**

※ 策定に当たっては、広域化等を含む効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載することを求めている

※ 特に、上下水道事業について、広域化等や民間活用の検討に時間を要する場合は、その必要性や基本的な方向性を明記した経営戦略を策定し、その後、具体的な内容が取りまとめられた段階で改めて経営戦略に追加、反映するなどの段階的な対応も考えられる

○ 併せて、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用や経営比較分析表の活用等を推進（公営企業の経営状況の**「見える化」**の推進）

抜本的な改革の検討

事業廃止・
民営化

広域化等・
民間活用

経営戦略の策定

投資の合理化、財源見直し等
を行い、経営基盤を強化

公営企業の経営状況の「見える化」

公営企業会計の適用や
経営比較分析表の活用等

公営企業の「経営戦略」の策定推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である**平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)**
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

効率化・経営健全化の取組

広域化,民間の資金・ノウハウ活用(PPP/PFI等)

組織,人材,定員,給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組(IC/T活用等)

投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取りやめ

反映

**収支
均衡**

財源試算の検討

- 料金の見直し
 - 内部留保額の見直し
- 等

資産管理

アセットマネジメント
ト
ストックマネジメント

**収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る**

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

経営基盤強化と財政マネジメントの向上

経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定を進めるための方策

○ **「経営戦略策定ガイドライン」**の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)

- ・策定の定義を明確化
 - ・事業別ガイドラインに実務的な策定手順等の記載を充実
 - ・事業別ガイドラインに駐車場整備事業を追加
- } 主な改訂点

○ 毎年度、経営戦略の**策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表**

○ 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、**経営戦略策定を要件化**(平成29年度～)

○ 経営戦略の策定に要する経費に対する**特別交付税措置**(平成28年度～30年度)を創設

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
 - ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
 - ・水道広域化の調査・検討に要する経費
- 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道広域化等の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援

地方公営企業等の経営改革に係る人的支援制度(概要)

専門家の助言を活かし、地方公営企業等が経営改革に取り組もうとする場合、①地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業及び②公営企業支援人材ネット事業の人的支援制度を活用することが可能。

① 地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業

希望する市町村に対して、公営企業等の経営に精通したアドバイザーを派遣し、公営企業等の経営改革に取り組む団体を支援(平成7年度より開始)

- 対象事業 公営企業、第三セクター
- 主に派遣される人材 公認会計士、経営コンサルタント
- 派遣方法 総務省にてアドバイザーを選定、市町村は活用したい事業を申し込み、総務省が選定したアドバイザーを受け入れ
- 想定日程 原則として1泊2日
- 経費の負担 アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担
- H29年度派遣実績 19団体21事業(制度は平成7年度に創設)

【平成30年度】

- スケジュール(参考:平成29年度)
 - H29年4月下旬 都道府県を通じて照会発出
 - H29年5月下旬 申請締切り
 - H29年8月～ 対象団体へアドバイザー派遣開始
- 派遣規模 平成29年度と同程度を想定

② 公営企業経営支援人材ネット事業

総務省が公表している「公営企業支援人材ネット」リストの登録者の中から、公営企業の経営改革に取り組む地方公共団体が希望する専門人材を直接招へいし、受け入れ

- 対象事業 地方公営企業
- 主に派遣される人材 公認会計士、自治体OB・OG、自治体職員、学識経験者
- 派遣方法 登録者リストを総務省ホームページにて公開派遣を希望する地方公共団体は当該リストの中から専門人材へ直接問合せの上、受け入れ
- 想定日程 1年間を通じて数回程度
- 経費の負担 原則として各地方公共団体において負担
ただし、特別交付税措置あり
⇒対象経費(上限200万円)の1/2を一般会計から繰出。一般会計繰出金の1/2について特別交付税措置
- H29年利用実績 18団体(公営企業会計の適用、経営戦略の策定等) (平成28年度より運用開始)

【平成30年度】

- スケジュール H30年4月下旬 登録者の追加に係る推薦依頼発出
H30年7月中旬 登録者リストの更新・公表(HPにて)

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略の策定状況

- 経営戦略について、**平成32年度までに策定するよう要請したところ**(平成28年1月)であり、平成29年3月31日時点での策定状況調査を実施。
- **平成32年度までに策定予定の事業の割合は80.7%(策定済含む)**となっている一方で、**策定予定年度未定の事業の割合は19.3%**であり、平成32年度までに一層の策定推進が必要。

公営企業の経営戦略の策定状況(平成29年3月31日現在)

(単位:事業)

	策定済 事業数(構成比)	H29年度に 策定予定 事業数(構成比)	H30~32年度に 策定予定 事業数(構成比)	策定予定年度 未定 事業数(構成比)	合計 事業数(構成比)
水道	622 (33.1%)	354 (18.9%)	662 (35.3%)	239 (12.7%)	1,877 (100.0%)
工業用水道	41 (27.7%)	19 (12.8%)	58 (39.2%)	30 (20.3%)	148 (100.0%)
交通	12 (14.6%)	7 (8.5%)	39 (47.6%)	24 (29.3%)	82 (100.0%)
電気	21 (23.6%)	3 (3.4%)	21 (23.6%)	44 (49.4%)	89 (100.0%)
ガス	9 (37.5%)	4 (16.7%)	8 (33.3%)	3 (12.5%)	24 (100.0%)
下水道	2,172 (61.1%)	216 (6.1%)	829 (23.3%)	338 (9.5%)	3,555 (100.0%)
その他	34 (3.5%)	29 (3.0%)	292 (29.7%)	628 (63.9%)	983 (100.0%)
合計	2,911 (43.1%)	632 (9.4%)	1,909 (28.2%)	1,306 (19.3%)	6,758 (100.0%)

「その他」は港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、駐車場整備

策定状況の「見える化」

- 平成29年3月31日時点での**全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済**(平成29年8月)。
- 今後、**毎年度調査を実施し、策定状況の「見える化」を推進**することとしている。

公表例(埼玉県内の公営企業を抜粋)

団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況								
			①策定済	②取組中	③未着手	(②又は③の場合)策定予定年度					④その他
						H29	H30	H31	H32	未定	
埼玉県	工業用水道事業	工業用水道	○								
埼玉県	水道事業	上水道(用水供給)	○								
埼玉県	宅地造成事業	その他造成	○								
埼玉県	下水道事業	流域下水道	○								
さいたま市	水道事業	上水道(末端給水)	○								
さいたま市	下水道事業	公共下水道	○								
さいたま市	市場事業	市場		○							○
さいたま市	と畜場事業	と畜場		○							○
さいたま市	宅地造成事業	その他造成			○						○
川越市	水道事業	上水道(末端給水)		○							○
川越市	駐車場整備事業	駐車場整備			○						○
川越市	下水道事業	公共下水道		○							○

※「④その他」は廃止予定事業等。

経営戦略の策定推進(策定予定年度未定事業への対応)

- (1) 策定に向けた検討段階であることを未定の理由としている事業については、既に策定推進施策として講じている**策定ガイドライン、策定に要する経費に対する地方交付税措置及び人材ネット事業(外部アドバイザー制度)の活用を促す**。
- (2) 必要な知見・ノウハウ不足を未定の理由としている事業については、施設の更新投資等の将来予測方法例を示すなど**策定ガイドラインの更なる充実を行った**(平成29年3月)。
- (3) 統廃合、広域化等の経営形態見直し検討後、公営企業会計へ移行後、他の計画(既存の経営計画等)の終了・見直しに併せて策定予定であることを未定の理由としている事業については、ヒアリングや助言(講習会、会議等の機会を活用)により**平成32年度までの進捗を管理**する。

公営企業会計の適用の拡大について(平成27年1月27日付総務大臣通知等)

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。

公営企業会計適用の取組状況(H29.4.1時点)

【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合(※)

→ **下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6%**

((参考) H28.4.1時点 下水道事業 92.9%、簡易水道事業 86.0%)

※下水道事業はH27.1.27付総務省自治財政局長通知で要請している公共下水道及び流域下水道に限る。

なお、下水道事業全体における、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は97.3%。

【3万人未満の地方公共団体】

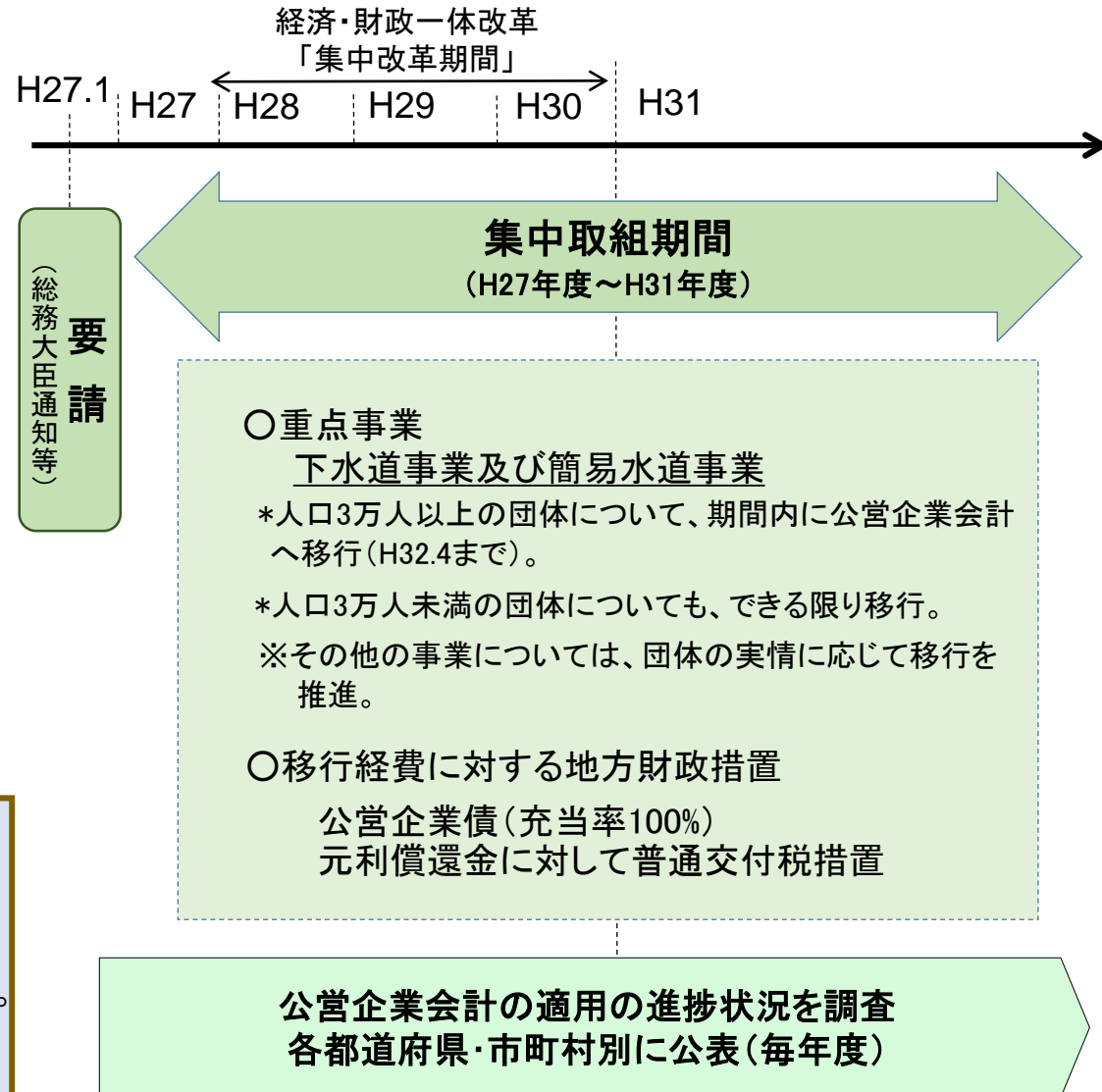
公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ **下水道事業 24.8%、簡易水道事業 42.0%**

((参考) H28.4.1時点 下水道事業 21.5%、簡易水道事業 40.9%)

【公営企業会計適用の推進体制等】

- ・ 総務省に各都道府県別の公営企業会計適用推進担当者を設置(H27.11)するとともに、各都道府県における推進担当者を登録し、各都道府県間で共有(H28.1)。
- ・ 引き続き、各団体における取組状況をフォローアップするなど、**適用拡大の取組を促進**。



アセットマネジメントの実施状況

- 厚生労働省は、平成21年7月に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成。
- アセットマネジメントの実践を支援するため、必要データを入力することにより更新需要や財政収支の見通しを試算できる「簡易支援ツール」を作成し、平成25年6月に公表。
- 全ての都道府県で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施し、水道事業者のアセットマネジメントへの取組を推進。
- アセットマネジメントの実施率は、平成24年度の約30%から平成28年度の約74%へと増加。

アセットマネジメント(更新需要と財政収支の見通し試算)の実施状況

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給	合計
H24	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H25	割合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100.0%	75.0%	51.6%
H26	割合	45.1%	77.0%	91.3%	93.1%	100.0%	78.5%	59.9%
H27	調査事業者数	906	208	155	55	29	87	1,440
	実施事業者数	494	174	146	52	29	75	970
	割合	54.5%	83.7%	94.2%	94.5%	100.0%	86.2%	67.4%
H28	調査事業者数	881	218	164	59	29	90	1441
	実施事業者数	547	193	152	56	29	82	1059
	割合	62.1%	88.5%	92.7%	94.9%	100.0%	91.1%	73.5%
H27からH28への割合の伸び(ポイント)		7.6%	4.9%	-1.5%	0.4%	0.0%	4.9%	6.1%

注)実施事業者数には実施中の事業者も含まれる。

(平成29年1月時点)

※厚生労働省資料より作成

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化)の検討
- ・「経営戦略」の策定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

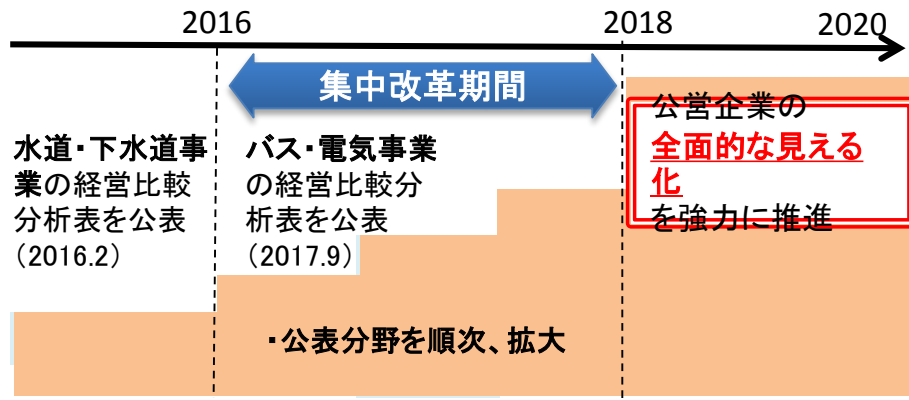
○経営指標

- ① **経営の健全性**… 経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**… 料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ **老朽化の状況**… 有形固定資産減価償却率、管路更新率等

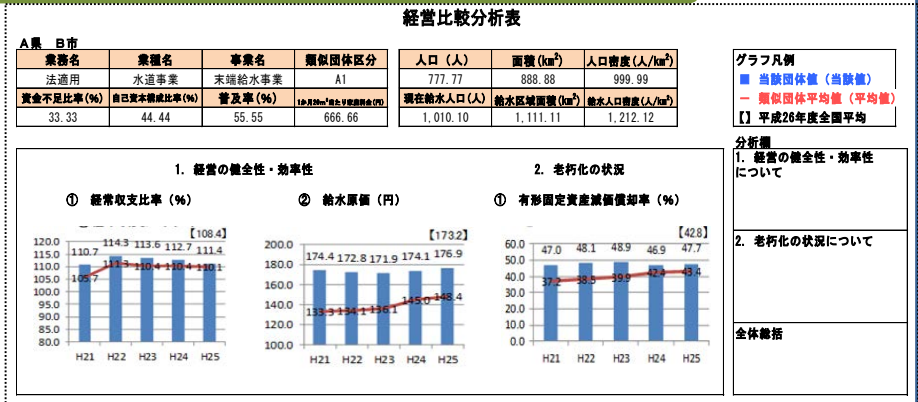
見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の**経年変化・類似団体比較**を示したグラフ・表
- ・各公営企業による**分析コメント**
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表



誰もが比較検討しやすいイメージで公表



「経営比較分析表」の事例(水道事業)

〇〇県〇〇市

経営比較分析表 (平成28年度決算)

宮崎県 宮崎市

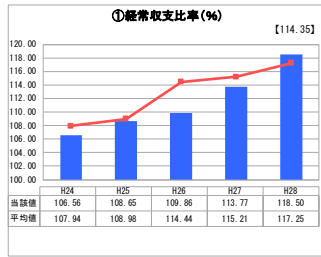
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A1	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	47.10	99.19	2,905	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
404,375	643.67	628.23
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
399,957	324.14	1,233.90

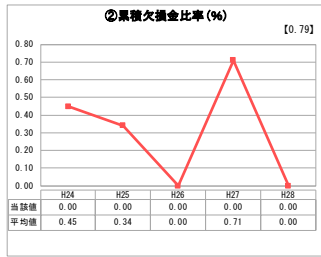
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成28年度全国平均

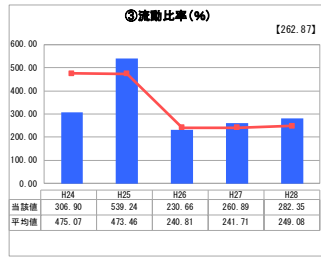
1. 経営の健全性・効率性



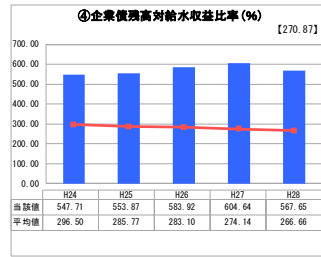
「経常損益」



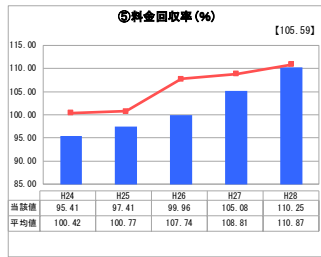
「累積欠損」



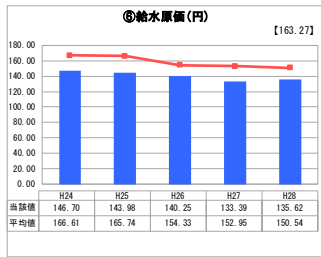
「支払能力」



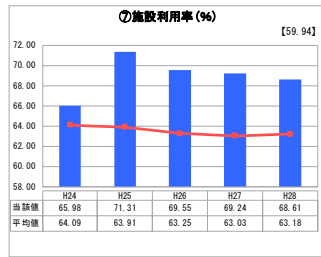
「債務残高」



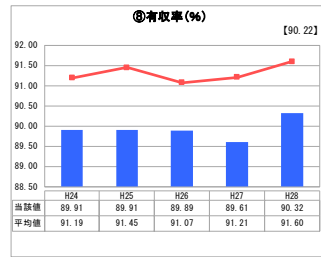
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

●経営の健全性について
「経常収支比率」は100%以上を維持し、累積欠損もなく、「流動比率」も年次により上下するものの200%以上で、支払能力も十分な水準にあります。

「料金回収率」はH26年度まで100%を下回っていましたが、経費削減等の費用抑制に加え、H28年10月の水道料金改定で給水収益が上がったことにより、類似団体平均と同程度に改善しています。

また、「企業債残高対給水収益比率」は給水収益の増加と、企業債の借入額の抑制を行ったことにより改善しておりますが、類似団体平均や全国平均よりも大幅に高くなっています。今後も老朽化した管路・施設の更新需要や、耐震化に係る支出が増加していくことが予想されるため、企業債の借入を抑える必要があります。

●効率性について

「給水原価」は、類似団体平均や全国平均よりも低く、「施設利用率」は類似団体平均や全国平均よりも高いことから、費用と施設の効率性は高いと考えます。

「有収率」について、全国平均を上回り、改善していますが、類似団体平均よりは低いことから、今後もさらに充実した維持管理を実施し、供給した配水量の効率性を高める必要があります。

2. 老朽化の状況について

「有形固定資産減価償却率」は、老朽化した施設の更新や耐震化等を進めているため、類似団体平均や全国平均よりも低くなっています。

しかし、「管路更新率」は、類似団体平均や全国平均よりも大幅に低く、H28年度ではすべての管路を更新するに相当な期間がかかるため、法定耐用年数を迎える管路が年々増加する中「管路経年率」も悪化していくことが予想されます。

今後は緊急度や重要度を考慮し、効率的で効果的な経年管路の更新が必要であると考えます。

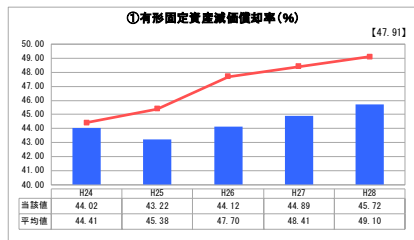
全体総括

H28年に水道料金改定を行いました。引き続き人口減少等による給水収益の減少や、施設の老朽化・耐震化が課題となるため、施設の更新については、限りある財源を有効に活用する必要があります。

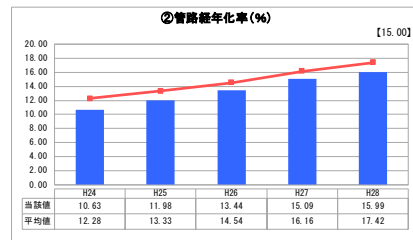
そのため、重要度・緊急性等を考慮のうえ優先度の高いものから実施していくなど計画的な更新等を行い、経営や施設の健全性・効率性を今後も高めていく必要があります。

経営戦略については平成30年度までに策定の予定です。

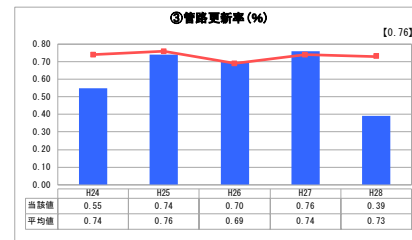
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路経年率及び管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

更新時のダウンサイジングの実施状況と効果額

- 平成16年度以降に施設・管路の更新時にダウンサイジングに取り組んだ事業者数は106 (6.3%) であった。
- 現在給水人口規模が大きいほどダウンサイジングに取り組んだ事業者の割合が高く、浄水場でダウンサイジングの取組を行っている事業者の割合が高い。
- 規模の大きな事業者の、浄水場のダウンサイジングによる効果額が大きい。

1. ダウンサイジングを実施している対象の施設と割合(給水人口規模別)

対象の施設	ダウンサイジングを実施している事業者数と割合 (単位: 事業者数、%)																					
	回答事業者 (1689)		都及び 指定都市★ (19)		30万人以上 (★除く) (45)		30万人未満 10万人以上 (166)		10万人未満 5万人以上 (207)		5万人未満 3万人以上 (191)		3万人未満 1万人以上 (385)		1万人未満 5千人以上 (176)		5千人未満 (44)		簡易水道 (399)		用水供給 (57)	
いずれか1つ以上実施	106	6.3%	8	42.1%	13	28.9%	30	18.1%	19	9.2%	11	5.8%	12	3.1%	5	2.8%	0	0.0%	5	1.3%	3	5.3%
浄水場	53	3.1%	2	10.5%	6	13.3%	8	4.8%	11	5.3%	5	2.6%	12	3.1%	3	1.7%	0	0.0%	4	1.0%	2	3.5%
配水池	40	2.4%	2	10.5%	6	13.3%	14	8.4%	8	3.9%	5	2.6%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.0%	0	0.0%
管路	27	1.6%	5	26.3%	5	11.1%	7	4.2%	5	2.4%	2	1.0%	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	2	0.5%	0	0.0%
その他	18	1.1%	1	5.3%	2	4.4%	6	3.6%	4	1.9%	2	1.0%	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	1	0.3%	1	1.8%

※実施している割合の大きいセルの背景色を濃く表示している。
 ※事業者が複数のダウンサイジングを実施している場合は、複数回答している。

2. ダウンサイジングの実施による経常費用の平均削減率(給水人口規模別)

削減費用の項目	ダウンサイジングによる経常費用の平均削減率 (単位: %)										
	回答事業者 平均 (1689)	都及び指定 都市★ (19)	30万人以上 (★除く) (45)	30万人未満 10万人以上 (166)	10万人未満 5万人以上 (207)	5万人未満 3万人以上 (191)	3万人未満 1万人以上 (385)	1万人未満 5千人以上 (176)	5千人未満 (44)	簡易水道 (399)	用水供給 (57)
浄水場	-2.6%	-4.2%	-5.8%	-2.7%	-1.4%	-1.5%	-2.2%	-2.8%	0.0%	-5.4%	-0.1%
配水池	-0.9%	-0.1%	-2.1%	-1.4%	-2.6%	-0.6%	-0.6%	0.0%	0.0%	-2.1%	0.0%
管路	-1.5%	-0.1%	-1.3%	-2.5%	-1.5%	-2.0%	0.0%	-0.2%	0.0%	-8.0%	0.0%
その他	-0.5%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-3.1%	-0.3%	0.0%	-0.7%	0.0%	0.0%	0.0%

※法非適用の簡水については総費用の削減率で算出している。
 ※削減率の大きいセルの背景色を濃く表示している。
 ※回答の得られた1,689事業者のうち、ダウンサイジングを実施する106事業者を集計対象としている。
 ※1で実施事業者が存在し2で削減率がゼロとなっている箇所は、実施時期が平成28年度以降である等の理由により効果額の測定ができない事業者の影響によるもの。

施設・管路の更新時における今後のダウンサイジング実施の課題

○ ダウンサイジングの取組の課題としては、（更新投資を行う）職員不足や財源不足、職員の知見不足が挙げられている。

3. 各事業者が認識しているダウンサイジングを行うに当たっての課題の割合（給水人口規模別）

認識している課題	各事項を課題と認識している事業者数と割合（複数回答可）（単位：事業者数、%）																					
	回答事業者 (1689)		都及び 指定都市★ (19)		30万人以上 (★除く) (45)		30万人未満 10万人以上 (166)		10万人未満 5万人以上 (207)		5万人未満 3万人以上 (191)		3万人未満 1万人以上 (385)		1万人未満 5千人以上 (176)		5千人未満 (44)		簡易水道 (399)		用水供給 (57)	
1つ以上課題に該当	1,392	82.4%	10	52.6%	32	71.1%	124	74.7%	162	78.3%	157	82.2%	329	85.5%	152	86.4%	39	88.6%	348	87.2%	39	68.4%
①財源不足等	568	33.6%	3	15.8%	12	26.7%	47	28.3%	63	30.4%	55	28.8%	140	36.4%	71	40.3%	15	34.1%	155	38.8%	7	12.3%
②職員の知見不足	461	27.3%	0	0.0%	5	11.1%	22	13.3%	34	16.4%	55	28.8%	113	29.4%	60	34.1%	17	38.6%	151	37.8%	4	7.0%
③職員数の不足	615	36.4%	3	15.8%	10	22.2%	33	19.9%	50	24.2%	66	34.6%	166	43.1%	66	37.5%	20	45.5%	195	48.9%	6	10.5%
④施設の状況が不明	96	5.7%	0	0.0%	5	11.1%	6	3.6%	7	3.4%	13	6.8%	22	5.7%	7	4.0%	4	9.1%	31	7.8%	1	1.8%
⑤施設等の更新時期が未到来	294	17.4%	4	21.1%	10	22.2%	33	19.9%	26	12.6%	30	15.7%	60	15.6%	39	22.2%	7	15.9%	69	17.3%	16	28.1%
⑥将来見通しに未着手	511	30.3%	5	26.3%	10	22.2%	42	25.3%	63	30.4%	66	34.6%	118	30.6%	50	28.4%	17	38.6%	124	31.1%	16	28.1%
⑦その他	212	12.6%	3	15.8%	10	22.2%	27	16.3%	28	13.5%	25	13.1%	34	8.8%	14	8.0%	8	18.2%	54	13.5%	9	15.8%

※割合の高いセルの背景色を濃く表示している。

出典：「水道財政のあり方に関する研究会」における検討のための調査

民間活用※の状況とそれに伴う経費削減効果額について

※「民間活用」は、包括的民間委託(性能発注)、PPP/PFI等の導入をいい、単なる民間委託(仕様書発注)については、対象外としている。

- 民間活用を実施している事業者数は148(8.8%)に留まり、特に人口3万人未満の小規模な事業者では、民間活用を実施している事業者の割合が低い。
- 大規模な事業者ほど、民間活用の実施による経費削減効果額が出やすく、小規模な事業者においては直営よりも費用がかかっている事業者がある。

1. 民間活用を実施している業務と割合(給水人口規模別)

民間活用の実施状況と実施している業務	民間活用を実施している事業者数と割合(給水人口1人あたりの単年度平均額)(単位:事業者数、%)																					
	回答事業者数 (1,691事業者)		都及び 指定都市★ (18事業者)		30万人以上 (★除く) (50事業者)		30万人未満 10万人以上 (166事業者)		10万人未満 5万人以上 (206事業者)		5万人未満 3万人以上 (193事業者)		3万人未満 1万人以上 (391事業者)		1万人未満 5千人以上 (195事業者)		5千人未満 (46事業者)		簡易水道 (369事業者)		用水供給 (57事業者)	
民間活用を実施している事業者数	148	8.8%	3	16.7%	15	30.0%	47	28.3%	30	14.6%	19	9.8%	15	3.8%	4	2.1%	2	4.3%	6	1.6%	7	12.3%
①浄水場の運転管理業務	58	3.4%	0	0.0%	1	2.0%	16	9.6%	13	6.3%	10	5.2%	11	2.8%	1	0.5%	0	0.0%	2	0.5%	4	7.0%
②料金徴収・検針業務	87	5.1%	0	0.0%	11	22.0%	38	22.9%	17	8.3%	9	4.7%	6	1.5%	2	1.0%	0	0.0%	2	0.5%	2	3.5%
③水道関係施設(浄水場以外の施設を含む)の維持管理等業務	17	1.0%	0	0.0%	1	2.0%	5	3.0%	2	1.0%	1	0.5%	3	0.8%	0	0.0%	2	4.4%	3	0.8%	0	0.0%
④水道関係施設の整備・更新・運営業務	12	0.7%	2	11.1%	3	6.0%	2	1.2%	3	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%
⑤営業関係業務(窓口対応、給水関係工事、メーター交換等)	17	1.0%	0	0.0%	1	2.0%	6	3.6%	4	1.9%	4	2.1%	2	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑥その他	4	0.2%	1	5.6%	1	2.0%	1	0.6%	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※ 事業者が複数業務で民間活用を実施している場合は、複数回答している。

2. 民間活用の実施による経費削減効果額(給水人口規模別)

民間活用を実施している業務	民間活用の実施による経常費用の平均削減額(単位:%)										
	回答事業者数 (1,691事業者)	都及び 指定都市★ (18事業者)	30万人以上 (★除く) (50事業者)	30万人未満 10万人以上 (166事業者)	10万人未満 5万人以上 (206事業者)	5万人未満 3万人以上 (193事業者)	3万人未満 1万人以上 (391事業者)	1万人未満 5千人以上 (195事業者)	5千人未満 (46事業者)	簡易水道 (369事業者)	用水供給 (57事業者)
浄水場の運転管理業務	-0.31%	0.00%	-4.77%	-0.74%	-0.73%	1.18%	-0.23%	-0.52%	0.00%	-0.02%	-0.11%
料金徴収・検針業務	-0.23%	0.00%	-0.83%	-0.78%	-0.64%	2.13%	1.03%	-0.06%	0.00%	2.06%	-0.16%
水道関係施設(浄水場以外の施設を含む)の維持管理等業務	-0.26%	0.00%	-0.87%	-0.73%	-1.84%	0.00%	2.20%	0.00%	0.00%	-0.96%	0.00%
水道関係施設の整備・更新・運営業務	-1.14%	-0.35%	-0.76%	-0.76%	-1.99%	0.00%	0.00%	-1.37%	0.00%	0.00%	-1.87%
営業関係業務(窓口対応、給水関係工事、メーター交換等)	0.17%	0.00%	-0.29%	-0.41%	0.48%	0.79%	0.33%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
その他	-0.38%	-0.24%	-1.04%	-0.08%	-0.18%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

※ 削減効果額の大きいセルの背景色を濃く表示している。

※ 回答の得られた1,691事業者のうち、民間活用を実施する148事業者を集計対象としている。

※ 1で実施事業者が存在し、2で削減率がゼロとなっている箇所は、実施時期が平成28年度以降である等の理由により効果額の測定ができない事業者の影響によるもの。

※ 削減効果額がプラスになっている箇所は、委託費が契約期間内の投資額、維持管理費、人件費の削減額を上回る事業者の影響によるもの。

出典:「水道財政のあり方に関する研究会」における検討のための調査

今後の民間活用の実施の課題

○活用の課題としては、小規模事業者においては、委託先が確保できない、職員の知見不足、自団体で実施した方が効率的（安価）と回答した事業者が多い。

3. 各事業者が認識している民間活用を行うに当たっての課題の割合（給水人口規模別）

民間活用を行うに当たっての課題	各事項を課題として認識している団体の割合（複数回答可）（単位：事業者数、%）																					
	回答事業者数 (1,691事業者)		都及び 指定都市★ (18事業者)		30万人以上 (★除く) (50事業者)		30万人未満 10万人以上 (166事業者)		10万人未満 5万人以上 (206事業者)		5万人未満 3万人以上 (193事業者)		3万人未満 1万人以上 (391事業者)		1万人未満 5千人以上 (195事業者)		5千人未満 (46事業者)		簡易水道 (369事業者)		用水供給 (57事業者)	
①職員の知見不足	633	37.4%	2	11.1%	12	24.0%	57	34.3%	70	34.0%	90	46.6%	149	38.1%	73	37.4%	18	39.1%	152	41.2%	10	17.5%
②委託等が可能な業者の不在	474	28.0%	1	5.6%	7	14.0%	21	12.7%	25	12.1%	38	19.7%	114	29.2%	69	35.4%	21	45.7%	174	47.2%	4	7.0%
③条例で委託可能な事業者の範囲が狭い	20	1.2%	0	0.0%	1	2.0%	1	0.6%	3	1.5%	1	0.5%	2	0.5%	5	2.6%	1	2.2%	5	1.4%	1	1.8%
④自団体で実施した方が効率的（安い）	397	23.5%	0	0.0%	4	8.0%	19	11.4%	38	18.4%	41	21.2%	105	26.9%	59	30.3%	14	30.4%	107	29.0%	10	17.5%
⑤民間に任せるのが不安	261	15.4%	2	11.1%	5	10.0%	31	18.7%	37	18.0%	26	13.5%	53	13.6%	36	18.5%	10	21.7%	47	12.7%	14	24.6%
⑥その他	264	15.6%	8	44.4%	15	30.0%	39	23.5%	48	23.3%	31	16.1%	44	11.3%	24	12.3%	6	13.0%	35	9.5%	14	24.6%

※課題と認識する事業者の割合が全事業者の平均以上の現在給水人口規模のセルの背景色を濃く表示している。

※「都及び指定都市」においては、その他を選択した8団体のうち、民間委託した分野の技術力の蓄積を課題とする団体が4団体、現在検討中・検討に至っていない団体が3団体、職員の委託管理ノウハウの蓄積を課題とする団体が1団体であった。

出典：「水道財政のあり方に関する研究会」における検討のための調査

広域化の類型と先進事例

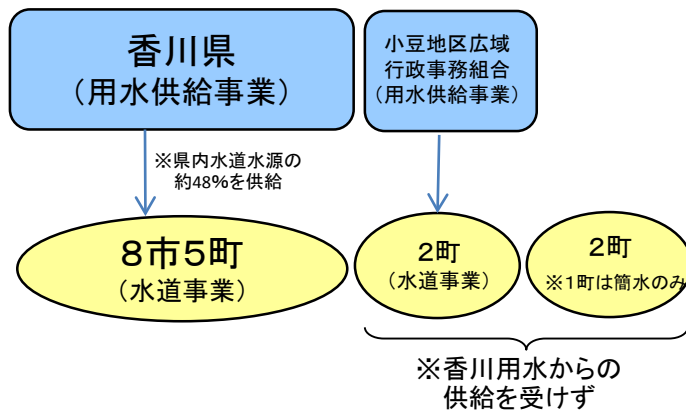
類型		最近の事例
広域化等		
事業統合	水平統合	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県東部の3市5町が群馬県東部水道企業団を設立した。(検討期間H21.4～H28.3) ・香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立。H30.4から事業開始予定。(検討期間H20.12～H30.3)
	既存の一部事務組合等を活用した水平統合	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県の1市4町でちちぶ定住自立圏形成協定を活用し、秩父広域市町村圏組合の1事業として水道事業を開始した。(検討期間H21.9～H28.3)
	区域外給水をきっかけとした水平統合	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市が、行政区域外への給水(分水)をきっかけとして、水巻町と事業統合。
	垂直統合	<ul style="list-style-type: none"> ・用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う2市1町が統合し、岩手中部水道企業団を設立。 ・香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立。H30.4から事業開始予定。(検討期間H20.12～H30.3)【再掲】 ・奈良県が行う用水供給事業と上水道事業を実施している28市町村の末端給水事業を垂直統合することを検討。 ・北九州市が、宗像地区事務組合・古賀市・新宮町に用水供給。 ・末端給水を行う千葉県県営水道が、用水供給を行う九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合し、県が用水供給を担うことを検討。
施設の共同化	浄水場等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設。 ・福岡県久留米市と大木町が共同で配水場を整備。
施設管理の共同化	事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。
	維持管理の受け皿組織	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立し、同社を県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、市町水道事業の施設の管理業務等を実施。
	保守点検業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・北奥羽地区水道協議会で保守点検業務を一括して外部委託を検討。
管理の一体化	事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。【再掲】 ・長野県が天龍村の簡易水道事業の設計積算・工事管理等の事務を代替して執行。
	システムの共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・北奥羽地区水道協議会で八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用。 ・高知県の3市町の水道料金システムを共同構築。
	シェアードサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県のかすみがうら市と阿見町が上下水道料金等収納義務の広域共同委託発注。
	水質データ検査・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・北奥羽地区水道協議会で水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化。 ・奈良広域水質検査センター組合で水質検査基準項目等の検査を実施。

広域化の事例と効果額(事業統合: 用水供給事業者と末端給水事業者)

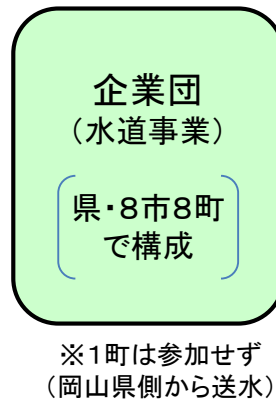
香川県内における水道事業広域化(用水供給と末端給水の垂直統合)

概要	香川県と県内16市町(※全市町数17)で用水供給事業と末端給水事業の統合し、H29年11月に企業団を設立。H30年度からの事業開始予定。(香川用水を活用した水源の一元管理及び円滑な水融通)。
給水人口	968,873人(H28)
広域化効果額	以下により運営費等954億円減(H28~H55)(34億円/年(経常費用の14.1%)) ・職員数: 104名減(H26~H38)(562人→458人) ・浄水場: 29施設減(55→26) (H26.10「基本的取りまとめ」時の分析)

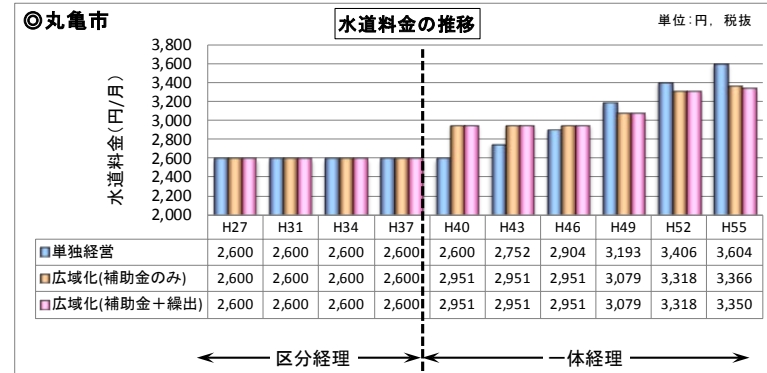
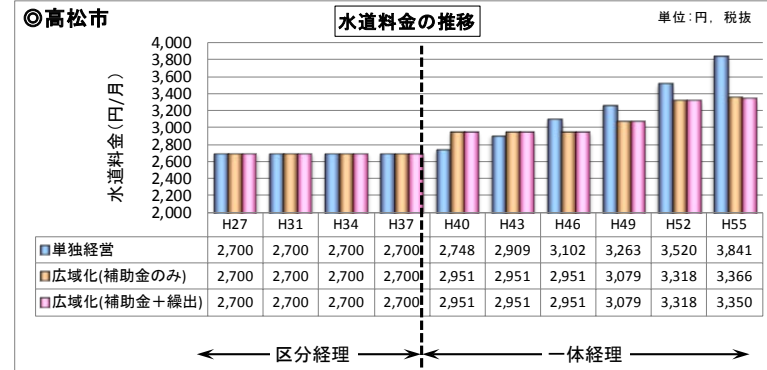
<現況>



<H30~>



◆ 事業体別水道料金のイメージ(H28年3月現在)



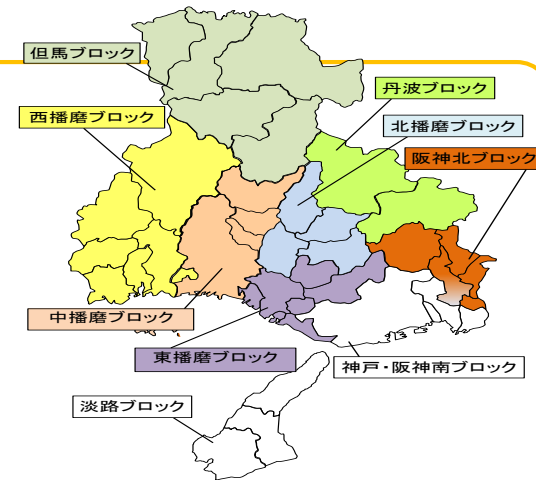
都道府県主導による水道事業の広域化の推進

- 広域化を推進していくためには、市町村を包括する広域団体である都道府県が、広域的な視点から積極的な役割を果たすことが極めて重要。
- そのため、水道事業における都道府県単位の広域化検討体制の構築について、各都道府県へ要請(28年2月)。
⇒ 46道府県(※)において広域化検討体制設置(29年3月) (※)既に広域化を行った東京都を除く
- 道府県ごとの検討体制における先進的な取組について各都道府県へ情報提供するなど、広域化に係る検討状況をフォローアップし、他団体の取組の周知等により更なる検討を促すことにより、広域化に向けた取組を支援。

<道府県の具体的な取組例>

兵庫県の取組

- ・ 有識者・市町長等が参画する「水道事業のあり方懇話会」を設置し、スケールメリットの創出につながる広域連携が有効な選択肢の一つであるとの提言を取りまとめ(29年3月)。
- ・ この提言を踏まえ、県内を9ブロックに区分し、ブロック単位で広域連携について検討開始。
- ・ 各ブロックの検討に当たって、総務省「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用し、議題の抽出にアドバイザーの指導・助言を受けながら進めることで議論を効率化。
- ・ 県が一括してアドバイザーとの調整窓口を担い、議論に必要な施設状況等の情報を整理。
- ・ 今後、アドバイザーから提出された具体的な広域連携の手法案に基づき、各ブロックにおいて実施の可否について議論を進める予定。



奈良県の取組

- ・ 広域化に向けた検討状況について定期的に「奈良県・市町村長サミット」で報告するとともに、小圏域単位(磯城郡3町や五條吉野エリアなど)で首長レベルの懇話会を開催。
- ・ 平成29年10月に「県域水道一体化の目指す姿と方向性」を取りまとめ、10年以内のできるだけ早い時期に以下の二つの方向性を提示。
(ア) 上水道の経営統合を目指す(県が行う用水供給事業と市町村が行う末端給水事業を統合(垂直統合))
(イ) 県南部エリアにおける簡易水道事業の業務支援を行う受皿組織を設立

その他の取組例

- ・ 県が独自に経営状況等のシミュレーションを実施(神奈川県・広島県・徳島県・大分県・沖縄県)。
- ・ そのほか、20道県においてブロック(圏域)を設定し、広域化に向けた取組を検討中。

水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。)

上水道事業の料金改定の状況

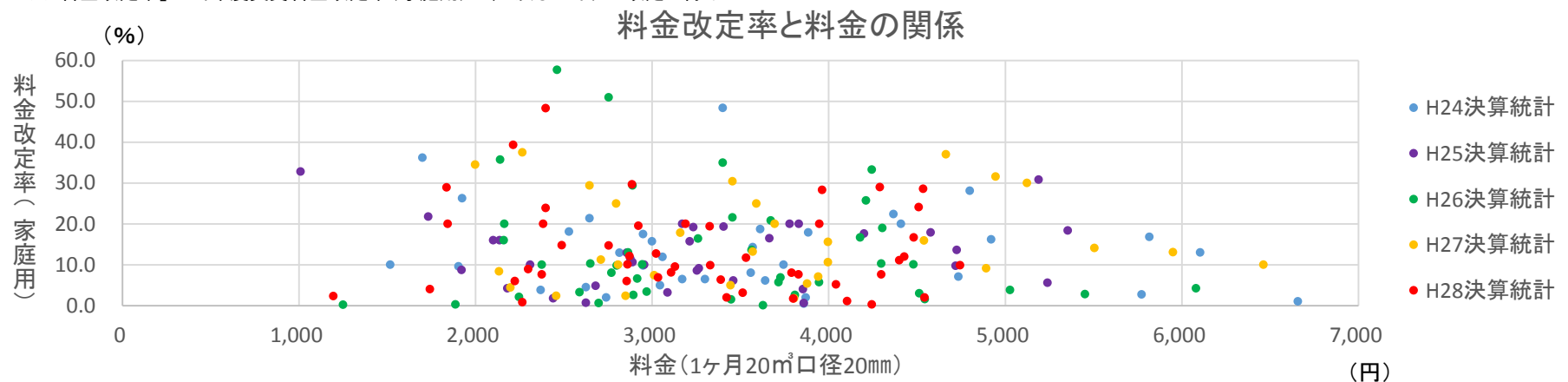
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
料金改定団体/団体数	35/1,281	34/1,279	42/1,276	30/1,273	47/1,263
各年度における 最も改定率の高い 団体とその料金	宇美町	富士河口湖町	羽村市	高島市	富士市
	48.4%	32.8%	57.7%	37.5%	48.3%
	3,400	1,010	2,462	2,265	2,397

料金改定率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
25%超	4 (厚岸町、4,800)	2 (美里町、5,190)	7 (秩父市、4,244)	7 (美唄市、5,124)	7 (神栖市、4,536)
20%超25%以下	2 (串間市、4,368)	1 (岩国市、1,733)	2 (多賀町、3,672)	2 (ひたちなか市、3,591)	2 (西海市、4,510)
15%超20%以下	8 (石狩市、5,817)	12 (西之表市、5,355)	5 (川上町、4,305)	4 (玄海町、4,540)	7 (君津市、4,482)
10%超15%以下	4 (久吉ダム水道企業団、6,104)	4 (多久市、4,725)	6 (最上町、4,480)	5 (田村市、5,950)	7 (紋別市、4,428)
5%超10%以下	9 (田子町、4,735)	8 (小坂町、5,239)	7 (北見市、3,946)	7 (由仁町、6,379)	14 (宇和島市、4,745)
0%超5%以下	8 (夕張市、6,657)	7 (輪島市、3,860)	15 (美里町、6,080)	5 (潟上市、3,805)	9 (鏡石町、4,543)

※上段：団体数、下段：当該改定率の中で料金(20㎡20mm)が最も高い団体とその料金

※各年度決算統計の上水道(用水除く)を対象

※「料金改定率」は当年度実質料金改定率(家庭用)で、0及びマイナス改定は除く



(出典)平成24年～平成28年地方公営企業決算状況調査より作成。

「水道財政のあり方に関する研究会」の開催

【設置目的】

- 生活に不可欠なインフラである水道事業において、人口減少等による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大により、**経営環境が厳しさを増す**なか、**必要な更新投資の実施に伴い、中長期を見通したときに、経営努力を行っても、持続的な経営が困難な団体が出てくる**ことが懸念される。
- このため、**各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討**する。

【委員】

氏名	所属
石井 晴夫(座長)	東洋大学 経営学部 教授
有田 仁志	福岡県 北九州市 上下水道局長
石井 尚徳	静岡県 東伊豆町 水道課長
石田 直美	日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル
是澤 裕二	厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課長
塩津 ゆりか	愛知大学 経済学部 准教授
関口 智	立教大学 経済学部 教授
名倉 嗣朗	兵庫県 健康福祉部 生活衛生課参事
星野 菜穂子	和光大学 経済経営学部 教授
望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授

【スケジュール】

- 平成30年1月29日(月)に第1回研究会を開催
- 同年9月に中間報告、10月に最終報告とりまとめ(予定)

- **水道事業は、水道法に基づき、原則、市町村が運営。**
 - **水道料金収入は、平成16年度をピークに、人口減少や節水型社会への移行と共に減少。**
特に、今後、人口減少が進む小規模自治体において大きく減少することが想定される。
 - 一方で、**高度経済成長期に整備した管路等の更新時期が到来してきているが、現在の更新率は低調。**
今後、更新費用の増大が見込まれる。
- **収入は減少する一方で、支出は増加。**
生活に必要不可欠なインフラである水道事業を持続的に経営していくためには、**経営努力に取り組みながら、適時適切に更新を行っていくことが不可欠。**

一方で、

- 必要な更新投資の実施に伴い、**中長期を見通したときに、経営努力を行っても、持続的な経営が困難な団体が出てくる懸念**される。
- このため、**各団体における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討**する。

本研究会の検討事項

① 水道事業についてのマクロ(全団体ベース)の将来収支見通し

- 水道事業のマクロの今後の収支はどのようになる見込みか。

② 水道事業についてのミクロ(個別団体ベース)の将来収支見通し

- 個別団体における今後の収支は、団体の状況等に応じて、どのようになる見込みか。
→ 一定の仮定をおいた上でのモデル試算

③ 広域化による合理化効果額及び今後の収支改善のための取組

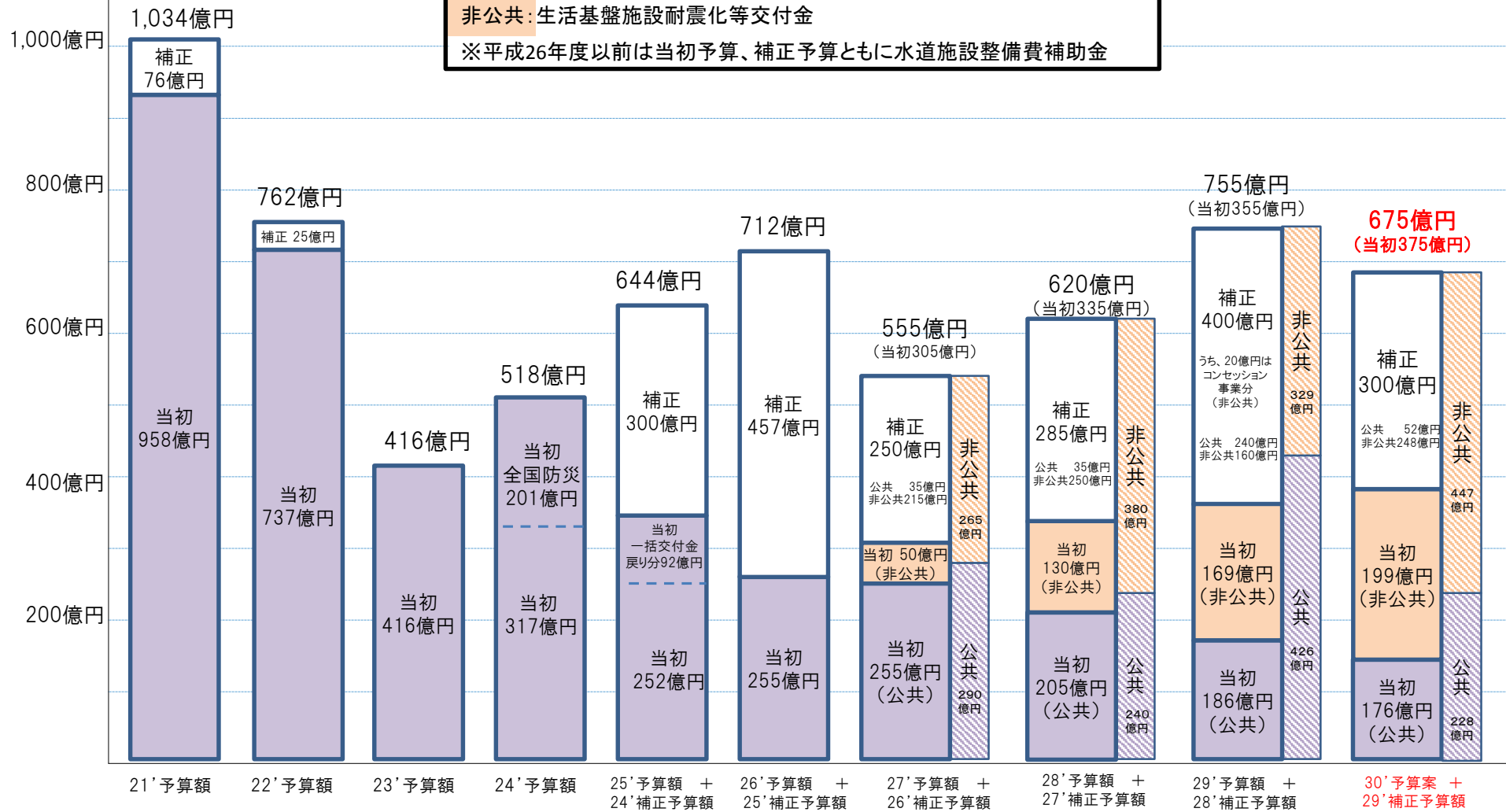
- 水道事業の広域化について、その合理化による効果額はどの程度見込めるのか。
- 広域化の現状等を踏まえ、その推進のため、どのような取組をしていくことが必要か。
- その他、収支改善のために、どのような取組をしていくことが必要か。

④ 水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策

- ミクロの将来収支見通し(モデル試算)において示される各々の料金を踏まえ、ほぼ全ての国民が水道の給水を受けている現状等に鑑み、適当な料金水準についてどのように考えるのか。
- 持続的な経営を確保していくための必要な対応策について、以下の点を踏まえ、どのように考えるのか。
 - 水道事業の経費負担のあり方
 - 既存の制度(地方財政措置等)との関係

水道施設整備費 年度別予算額推移 (平成21年度～平成30年度)

公 共:水道施設整備費補助金
 非公共:生活基盤施設耐震化等交付金
 ※平成26年度以前は当初予算、補正予算ともに水道施設整備費補助金



注1) 内閣府(沖縄県)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。
 注2) 億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない

水道事業に係る主な財政措置の導入の経緯

主な制度的対応

主な答申・研究会等

S27

地方公営企業法施行

S32

水道法施行

S41

地方公営企業法一部改正

- ・経費負担区分を前提とした独立採算性の採用
- ・簡易水道への一般会計繰出金を地方財政計画に計上

S42

補助制度の創設

- ・水源開発及び水道広域化に対する補助制度の創設

S44

地方財政措置の拡充

- ・高料金対策に要する経費を一般会計繰出の対象とし、地方財政計画に計上し、交付税措置の対象とする
- ・簡易水道への一般会計繰出金を交付税措置の対象とする
- ・水道水源開発、水道広域化施設整備に要する経費を一般会計繰出の対象とし、地方財政計画に計上し、交付税措置の対象とする

S56

地方財政措置の拡充

- ・水道水源開発、水道広域化施設整備の一般会計繰出について元利償還金に対する措置から出資債方式に改正。

H7

地方財政措置の拡充

- ・上水道安全対策事業の創設

S40

「地方公営企業の改善に関する答申」(地方公営企業制度調査会)

- 消火栓の設置経費等は、その性格上料金に織り込むことは適当でない。一定の負担区分を確立して一般会計が負担すべき。
- 原価主義に徹することにより料金水準が著しく高額となる水道料金に対しては、例外的に国において何らかの財政援助措置を講ずべき。

S41

「水道の広域化方策と水道の経営特に経営方式に関する答申」(公害審議会)

- 水道は、都市の膨張や水源確保といった事情により、需要不確定のまま先行整備が求められる。こうした経費の全てを水道に求めるべきではなく、国又は地方公共団体においてもその建設費の一部を負担すべき。

S55

「水道事業をめぐる経営環境の変化への対応策についての報告」(地方公営企業経営研究会)

- 水源開発事業、水道広域化事業及び資本負担の軽減のための国の新たな助成措置の対象となる事業について、一般会計から水道事業特別会計に対し、建設開始時に事業費の一定部分を出資させることが必要である。

H7

阪神淡路大震災